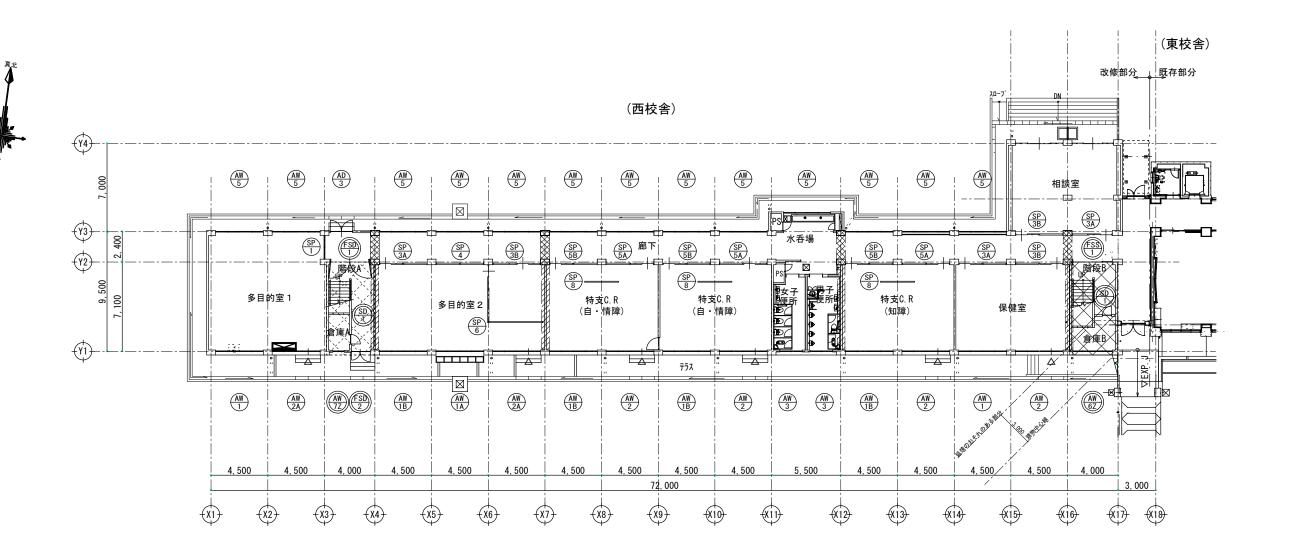


## 改修ベランダ手すり詳細図 1/5

※取付アンカー引張り試験は各階1ヶ所以上実施すること

ベランダ手すり アルミ製 (BL認定150型 同等品) 水平荷重強度 1470N/m以上 ※メーカーにより多少寸法変更あり

MAIICHI SEKKEI	国補 三輪小学校 西校舎長寿命化改修建築工事				
一級建築士事務所(長野)K第68255号 長野市大字西尾張部256番地4	-級建築士 第319388号 宮沢 良		雑詳細図(4)	A1:1/150 A3:1/300	A - 49
- <del>******                                </del>	宮沢良			R5 8 24	発注図



竪穴区画を示す

防火上主要な間仕切り壁(耐火構造) を示す

: 防火上主要な間仕切り (天井裏) (耐火構造)を示す

LGS65、強化石膏ボード t 12.5+12.5両面

: カバー工法の鋼製建具を示す

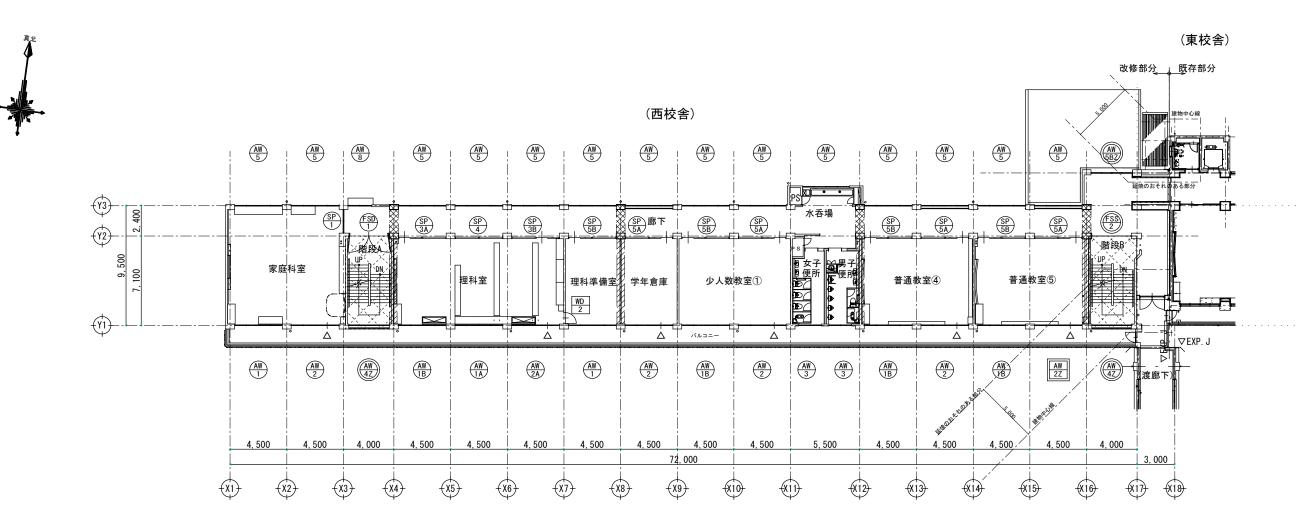
: カバー工法の鋼製建具(防火設備)を示す

□ : 新設の鋼製建具(防火設備)を示す

三 : 新設の木製建具を示す

A. B: 枝番を示す

WWW DAIICHI SEKKE	国補 三輪小学校 西校舎長寿命化改修建築工事			
一級建築士事務所(長野)K第68255号 長野市大学西尾張部256番地4	一級建築士 第319388号	1 階建具キープラン	A1:1/150 A3:1/300	A - 50
一級建築士 第78378号 佐藤 信行	宮沢良		R5. 8. 24	発注図



竪穴区画を示す

防火上主要な間仕切り壁(耐火構造) を示す

: 防火上主要な間仕切り (天井裏) (耐火構造)を示す

LGS65、強化石膏ボード t 12.5+12.5両面

: カバー工法の鋼製建具を示す

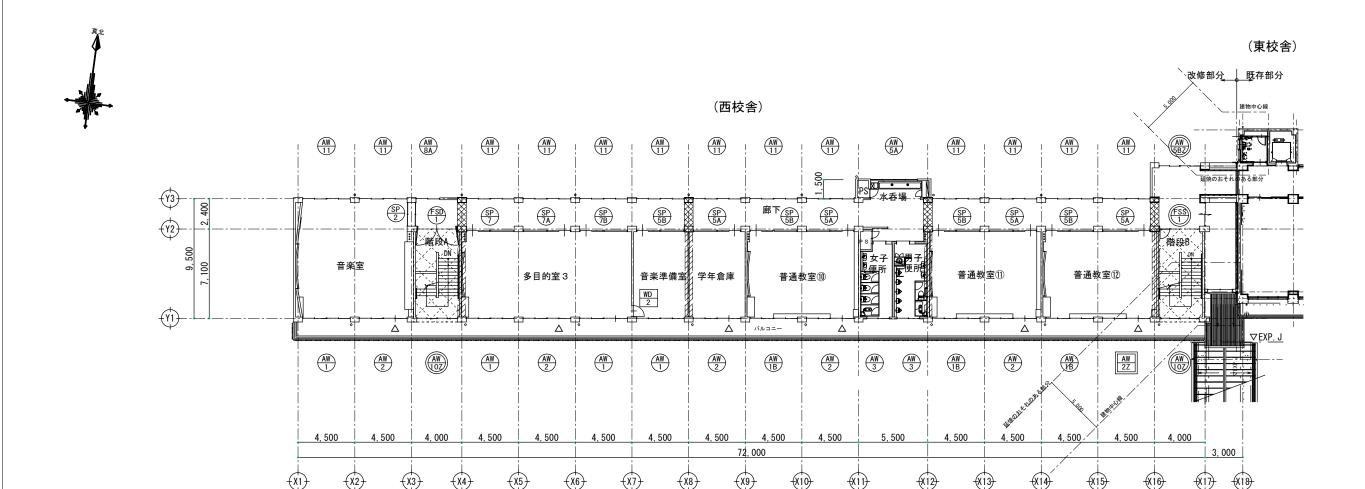
: カバー工法の鋼製建具(防火設備)を示す

□ : 新設の鋼製建具(防火設備)を示す

- 新設の木製建具を示す

A.B: 枝番を示す

MIII DAIICHI SEKKEI	国補 三輪小学校 西校舎長寿命化改修建築工事			
一級建築士事務所(長野)K第68255号 長野市大字西尾張部256番地4	一級建築士 第319388号	2階建具キープラン	A1:1/150 A3:1/300	A - 51
- 級建築士 第78378号 佐藤 信行	宮沢 良		R5. 8. 24	発注図



竪穴区画を示す

防火上主要な間仕切り壁(耐火構造) を示す

: 防火上主要な間仕切り (天井裏) (耐火構造)を示す

LGS65、強化石膏ボード t 12.5+12.5両面

: カバー工法の鋼製建具を示す

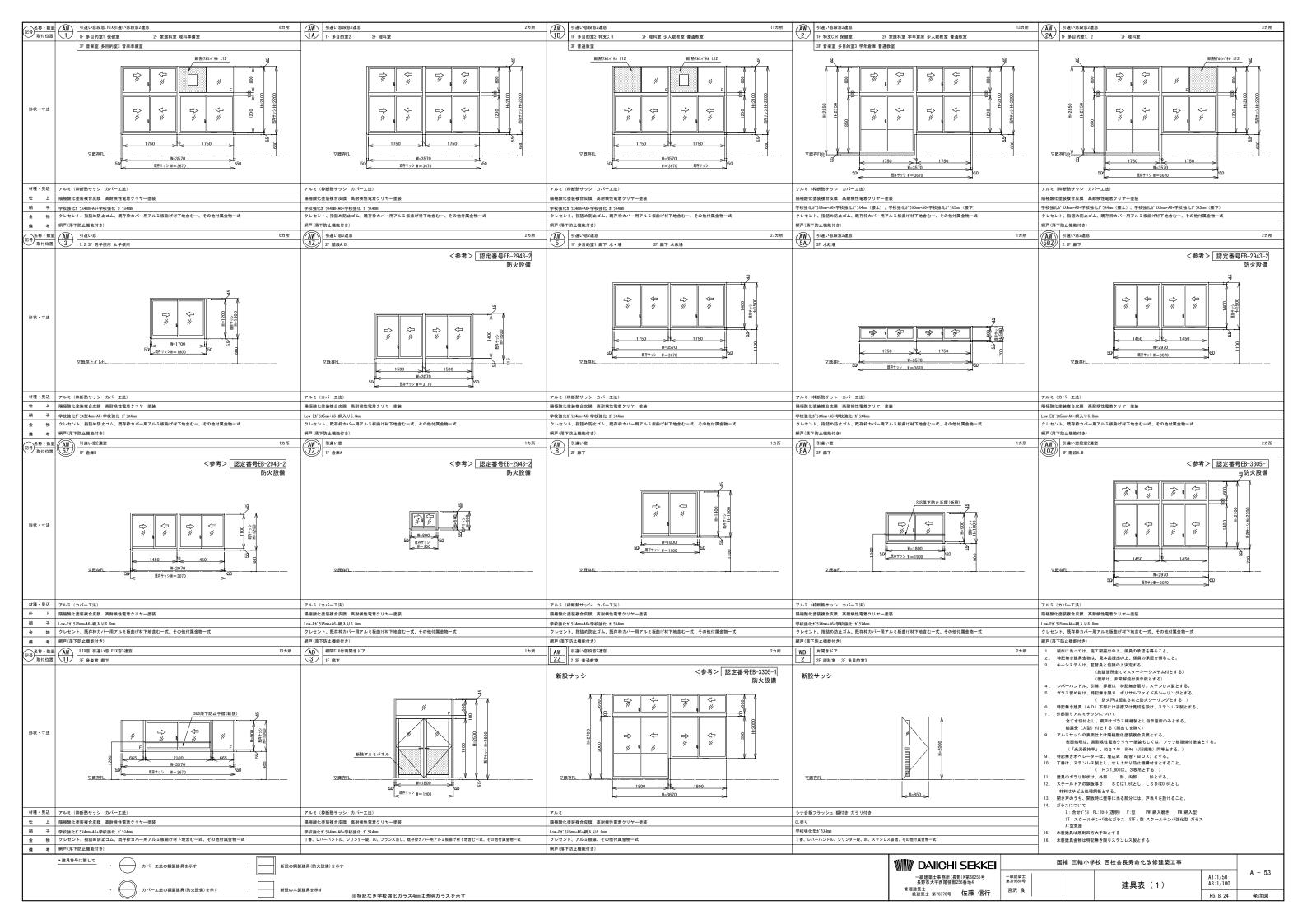
: カバー工法の鋼製建具(防火設備)を示す

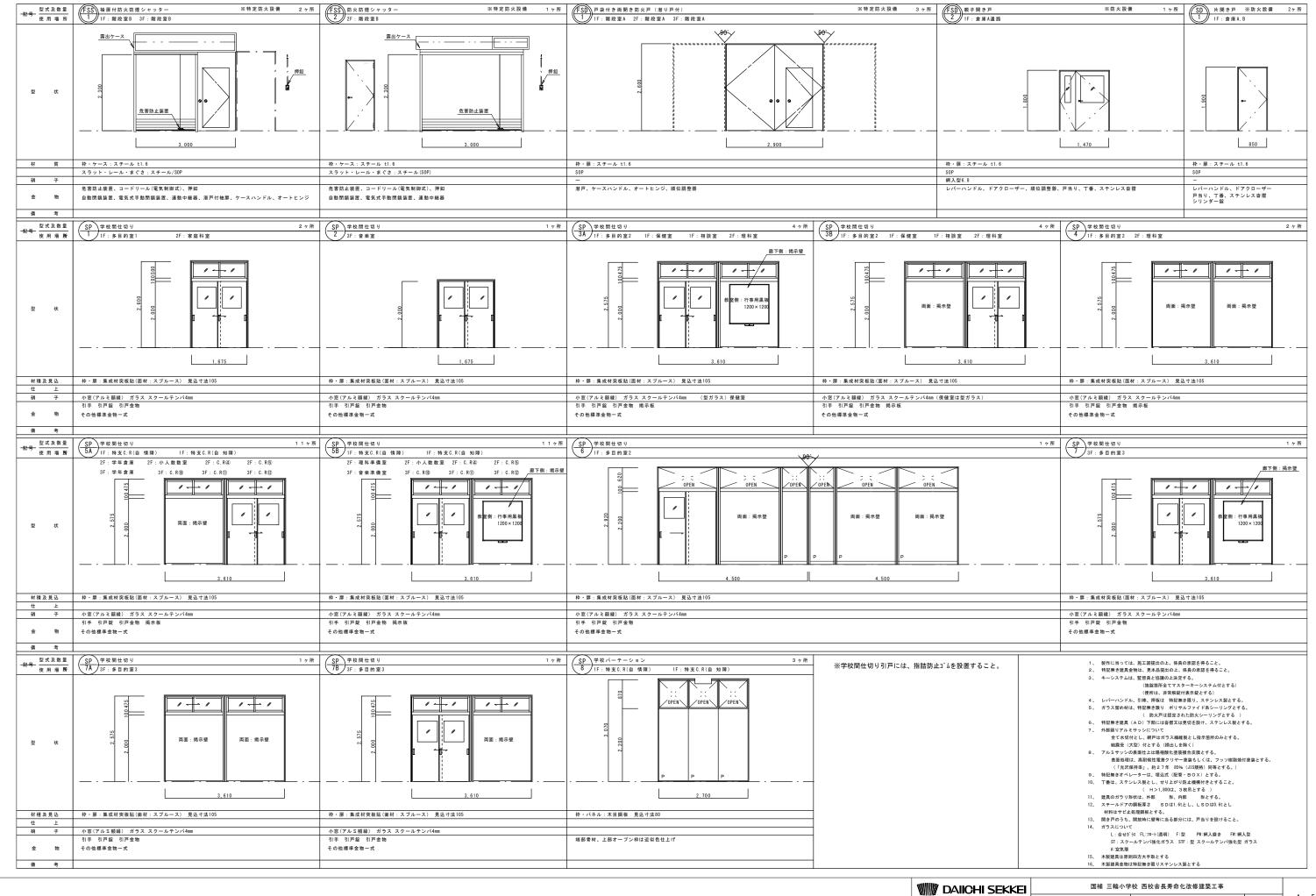
□ : 新設の鋼製建具(防火設備)を示す

三 新設の木製建具を示す

A.B: 枝番を示す

DAIICHI SEKKEI		国補 三輪小学校 西校舍長寿命化改修建築工事				
一級建築士事務所(長野)  長野市大学西尾張部256	番地4	一級建築士 第319388号		3階建具キープラン	A1:1/150 A3:1/300	A - 52
一級建築士 第78378号 <b>(</b>	左藤 信行	宮沢 良	I		R5. 8. 24	発注図

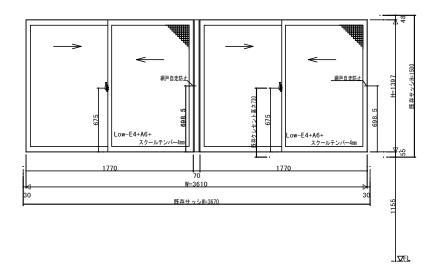




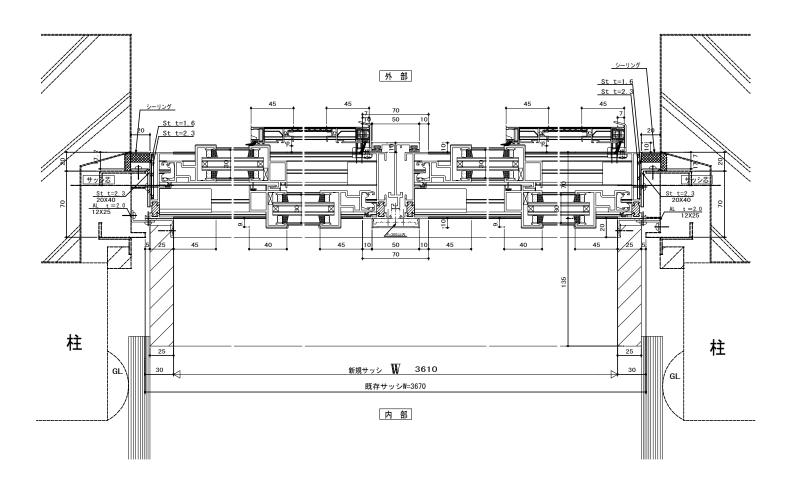
MM DAIICHI SEKKEI		国補 三輪小学校 西校舍長寿命化改修建築工事			
	一級建築士事務所(長野)K第68255号 長野市大学西尾張部256番地4	一級建築士 第319388号	建具表(2)	A1:1/50 A3:1/100	A - 54
		宮沢良		R5 8 24	整注図

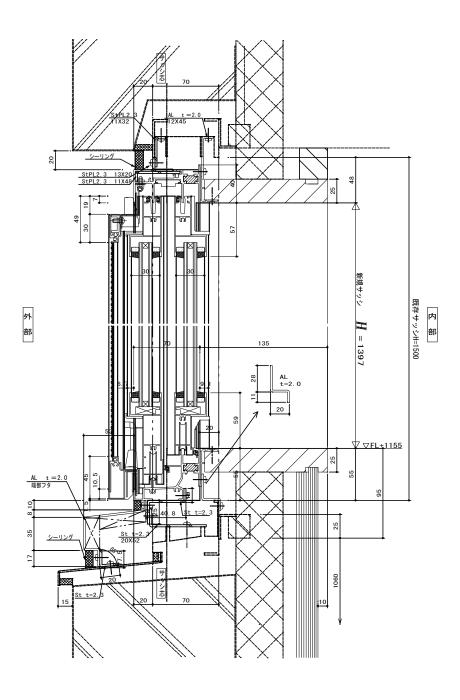
## 姿図:1/20

## 内観姿図を示す



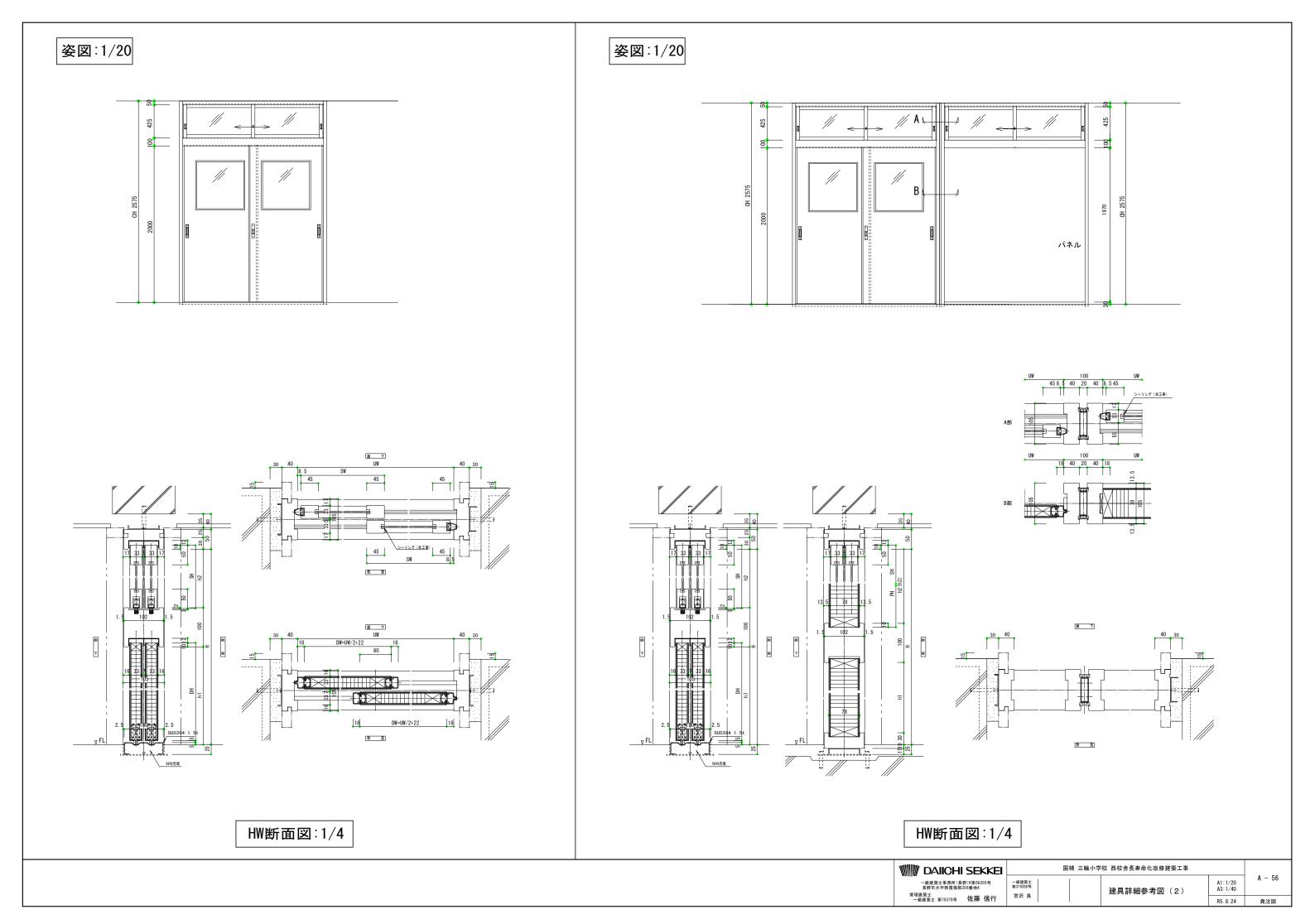
建具符号	AW-	5	取付場所	1. 2F	多目的	室1	廊下	水呑場
合計数量	27		カラー区分製品シリーズ	色未足	2			
防火設備仕様	有・	(#)	ガラス厚	3 •	4 • 5	6	• 6.8	· 姿図参!
網戸	<b>①</b> ·	無	グレージング方式		ガスケ	ット	· · ›(-	<u></u>
部品	铝名		品	・型コ	ŧ			数量
ロック付ク	レセント							2
可動網戸		WS10	E型					2
網戸外れ止る	b)		まみ有					
網戸ネット	網種	ブラッ	ク/ポリプロ	ピレン	,			
網戸落下防」	止ワイヤー							
網戸自走防止	ストッパー	新自動:	式 内観右付					2

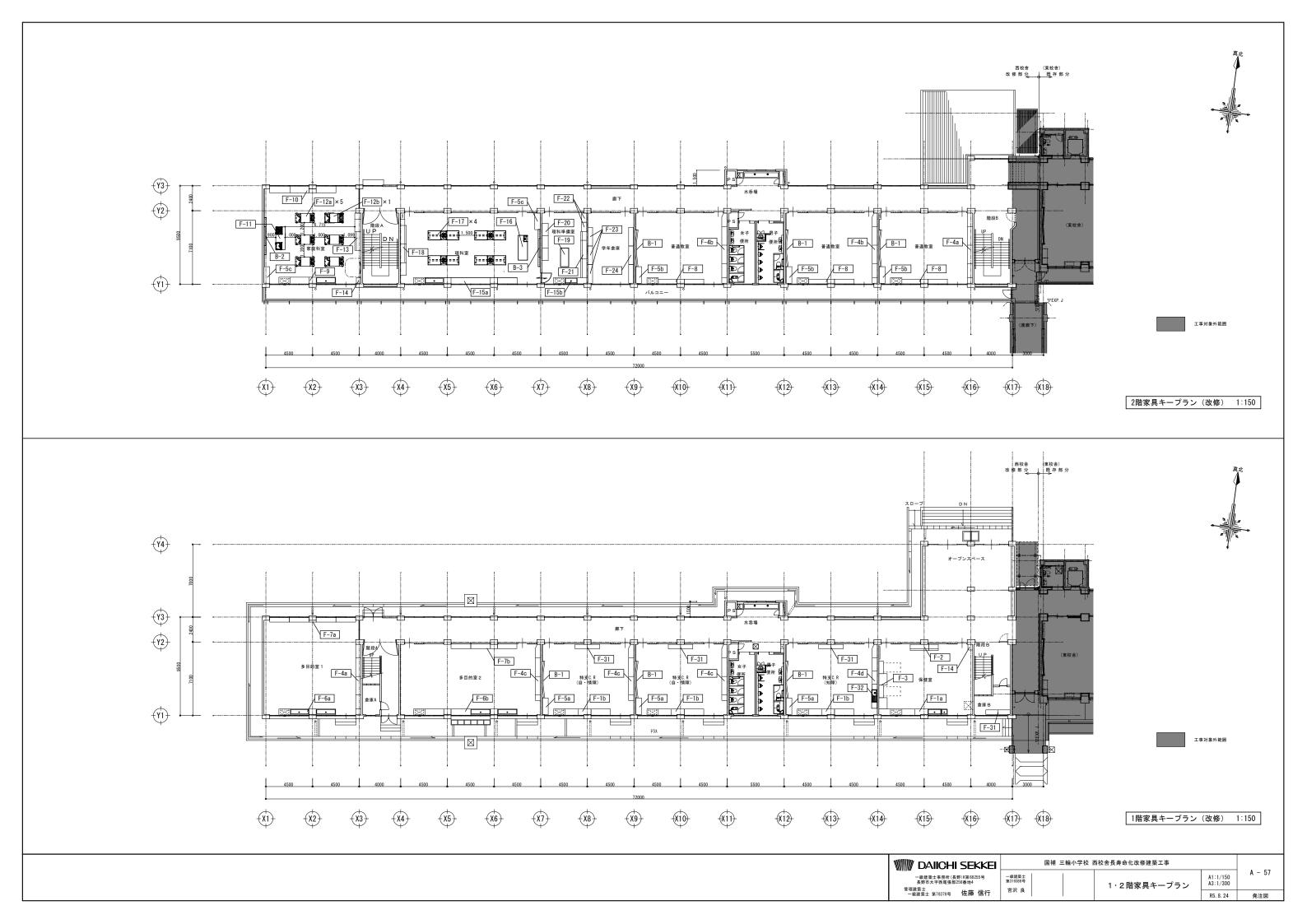


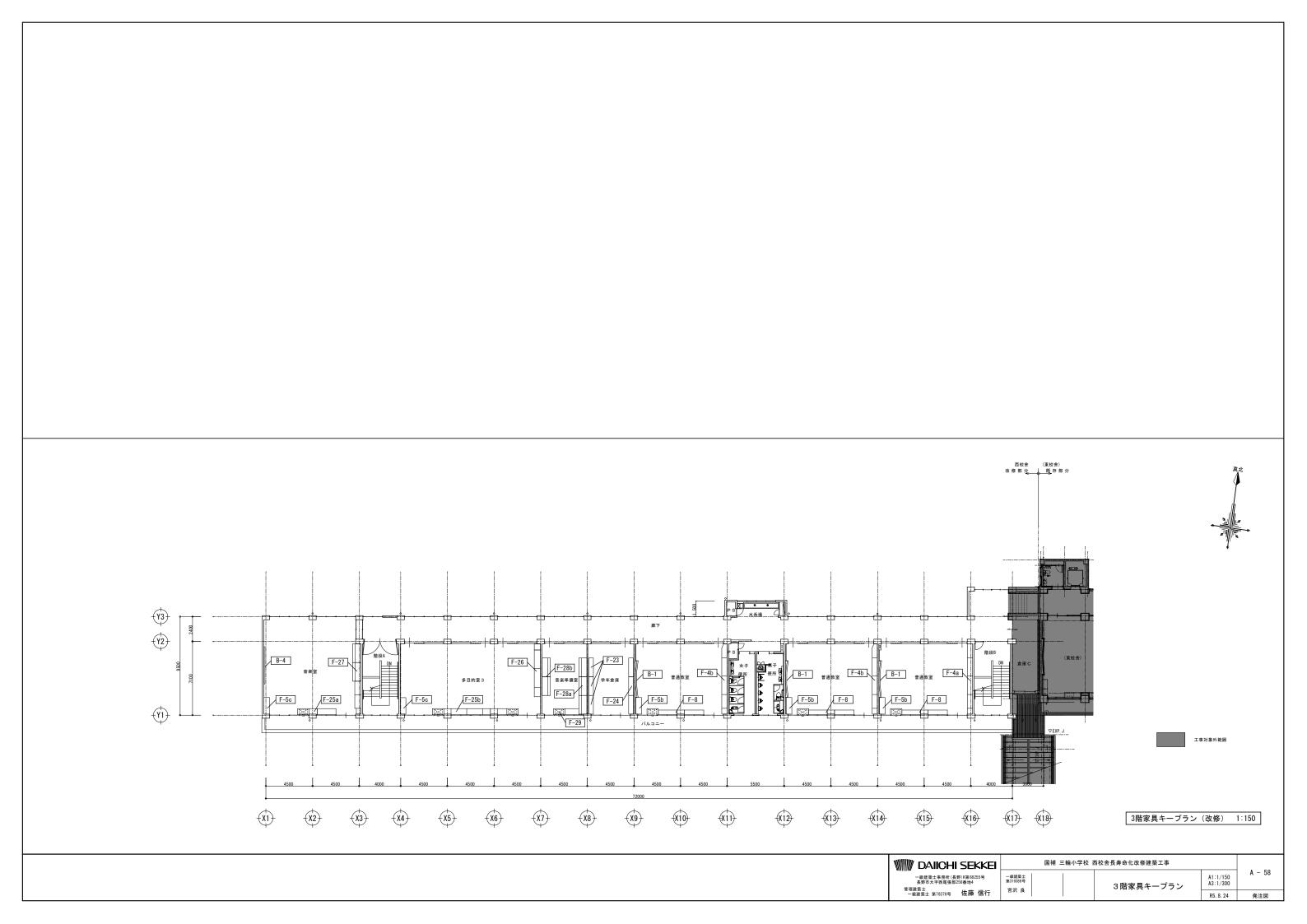


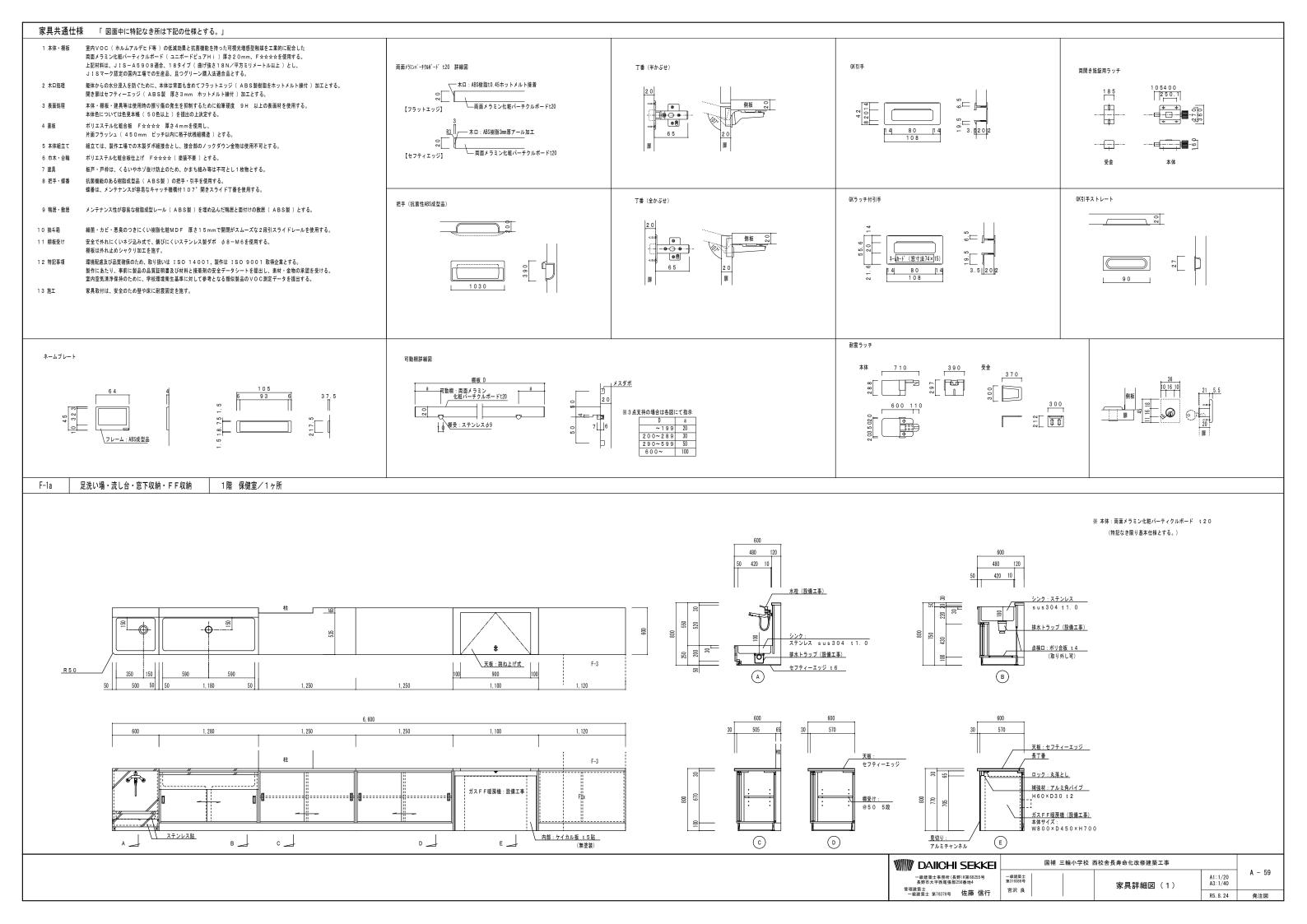
HW断面図:1/2

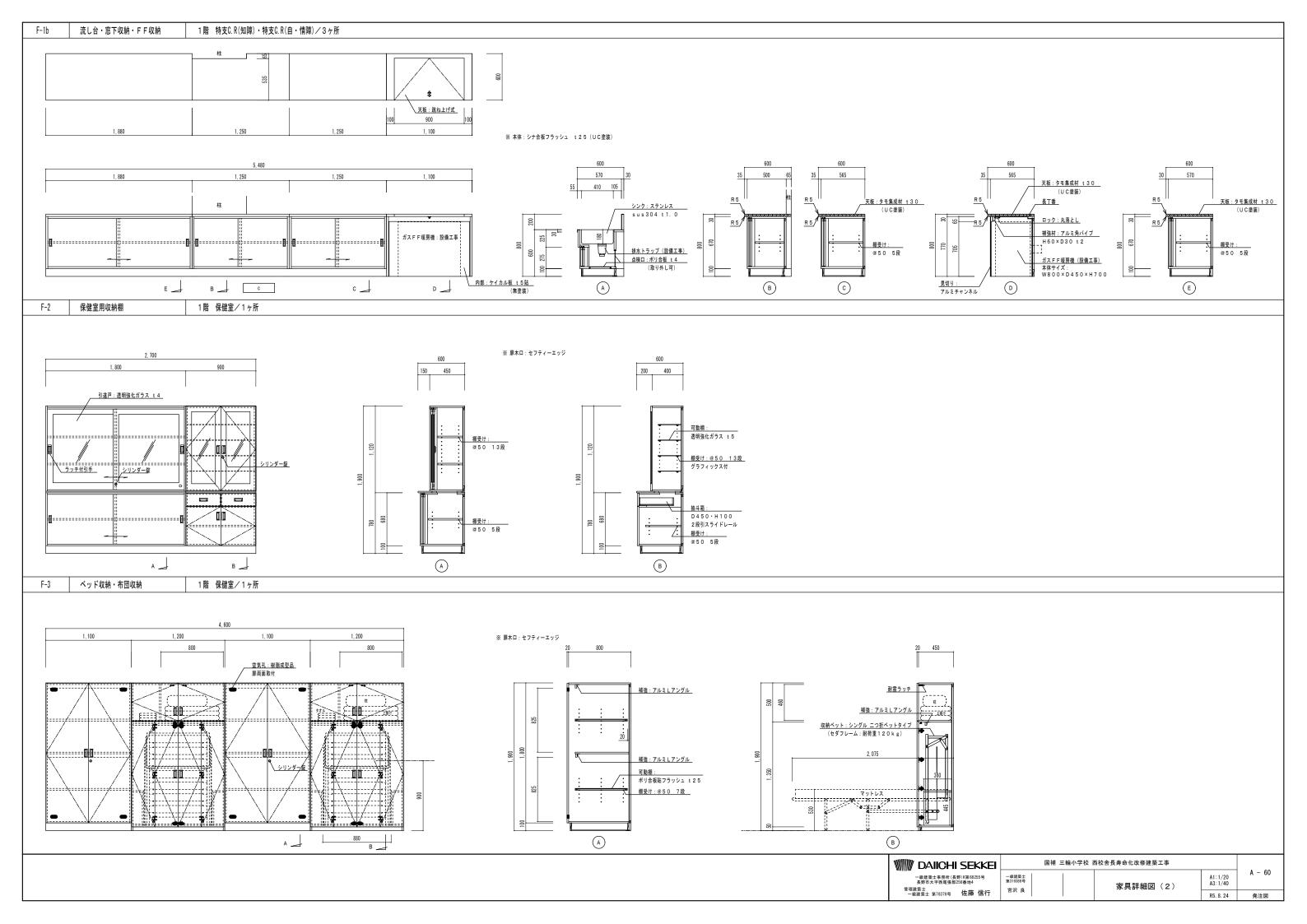
MM DAIICHI SEKKEI	国補 三輪小学校 西校舎長寿		
一級建築士事務所(長野)K第68255号 長野市大字西尾張部256番地4 等理確外土	- 級建築士 第319388号 建具詳細	参考図(1) A1:1/20 A3:1/40	A - 55
- <del>***                                   </del>	宮沢良	R5. 8. 24	発注図

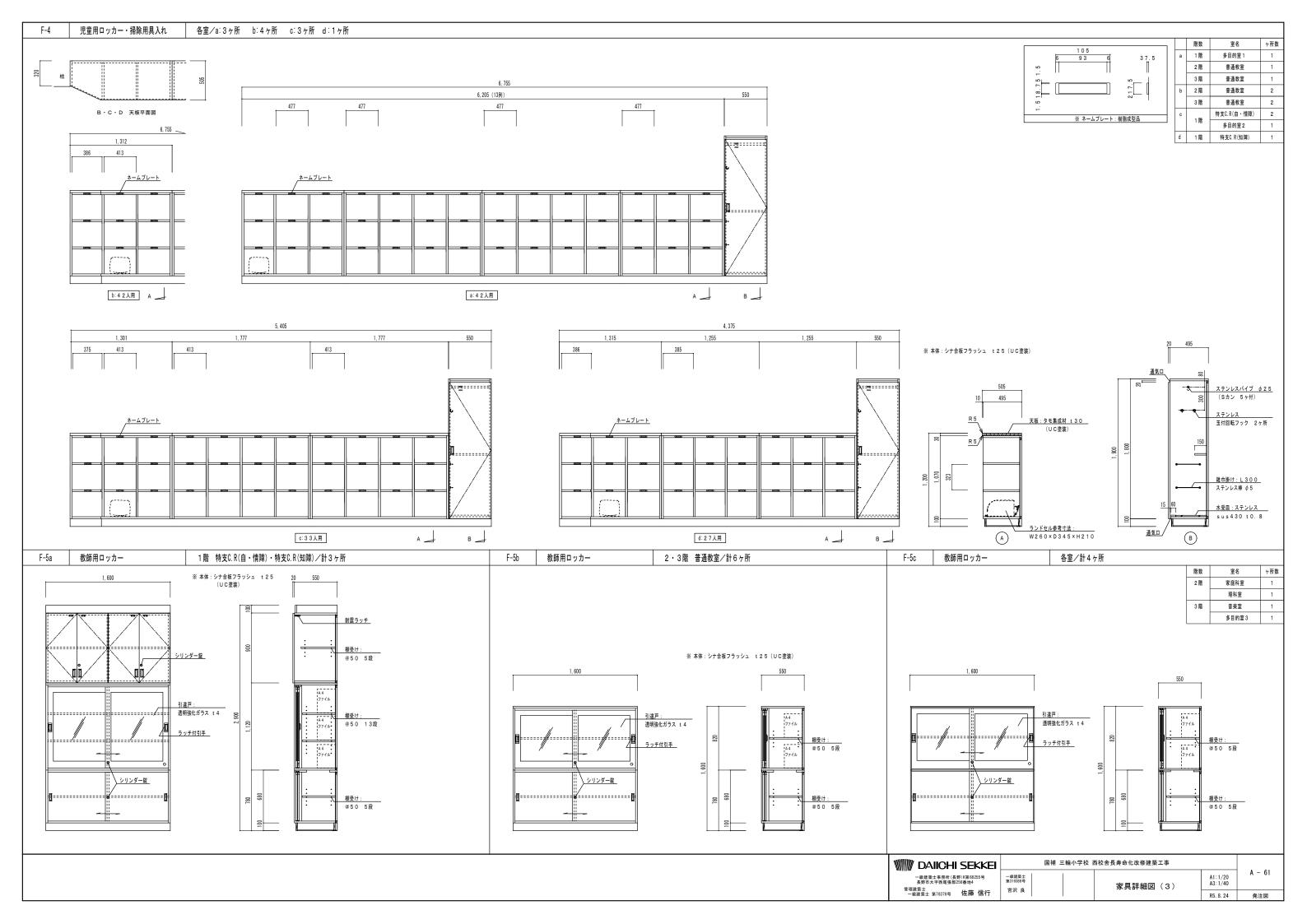


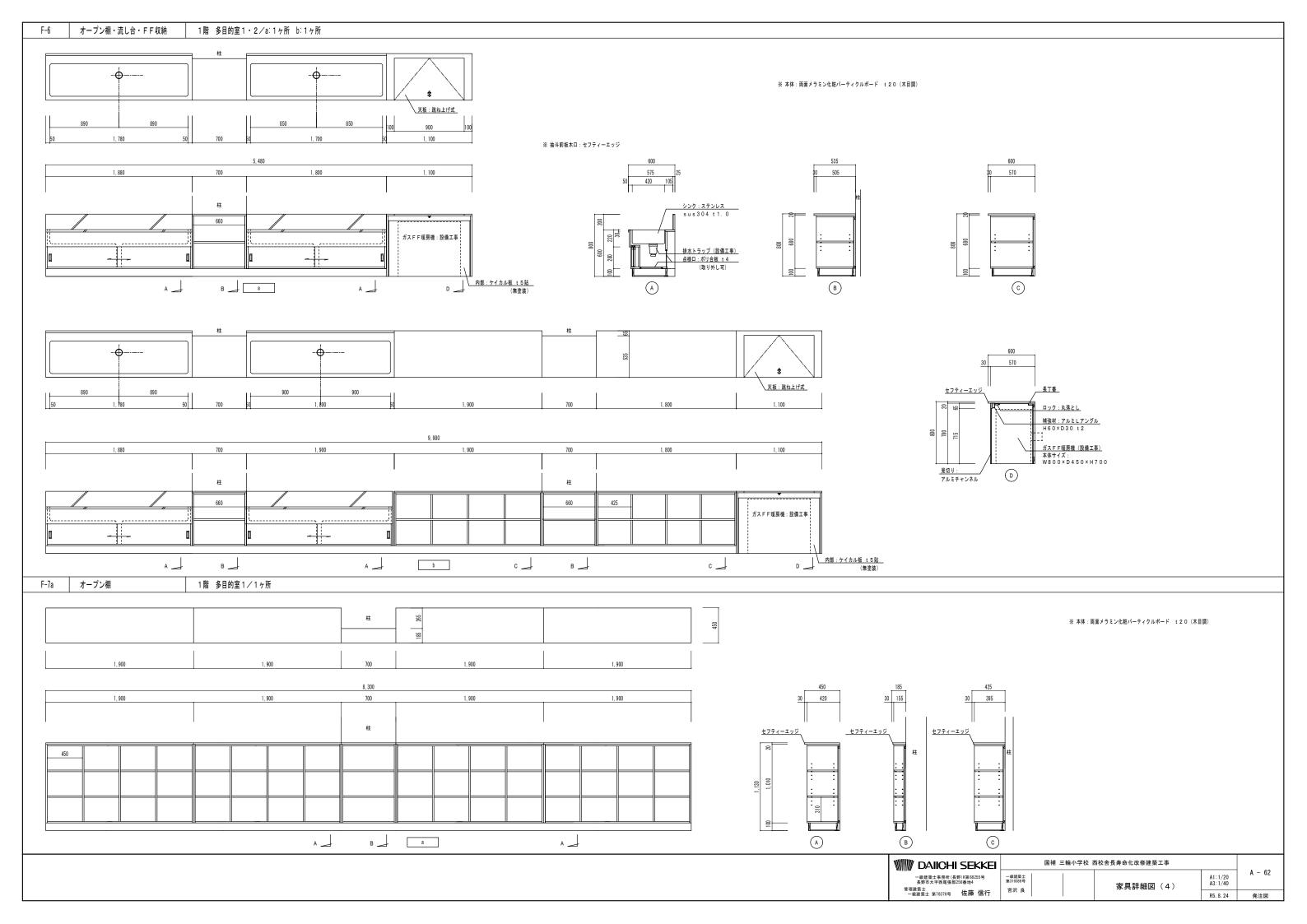


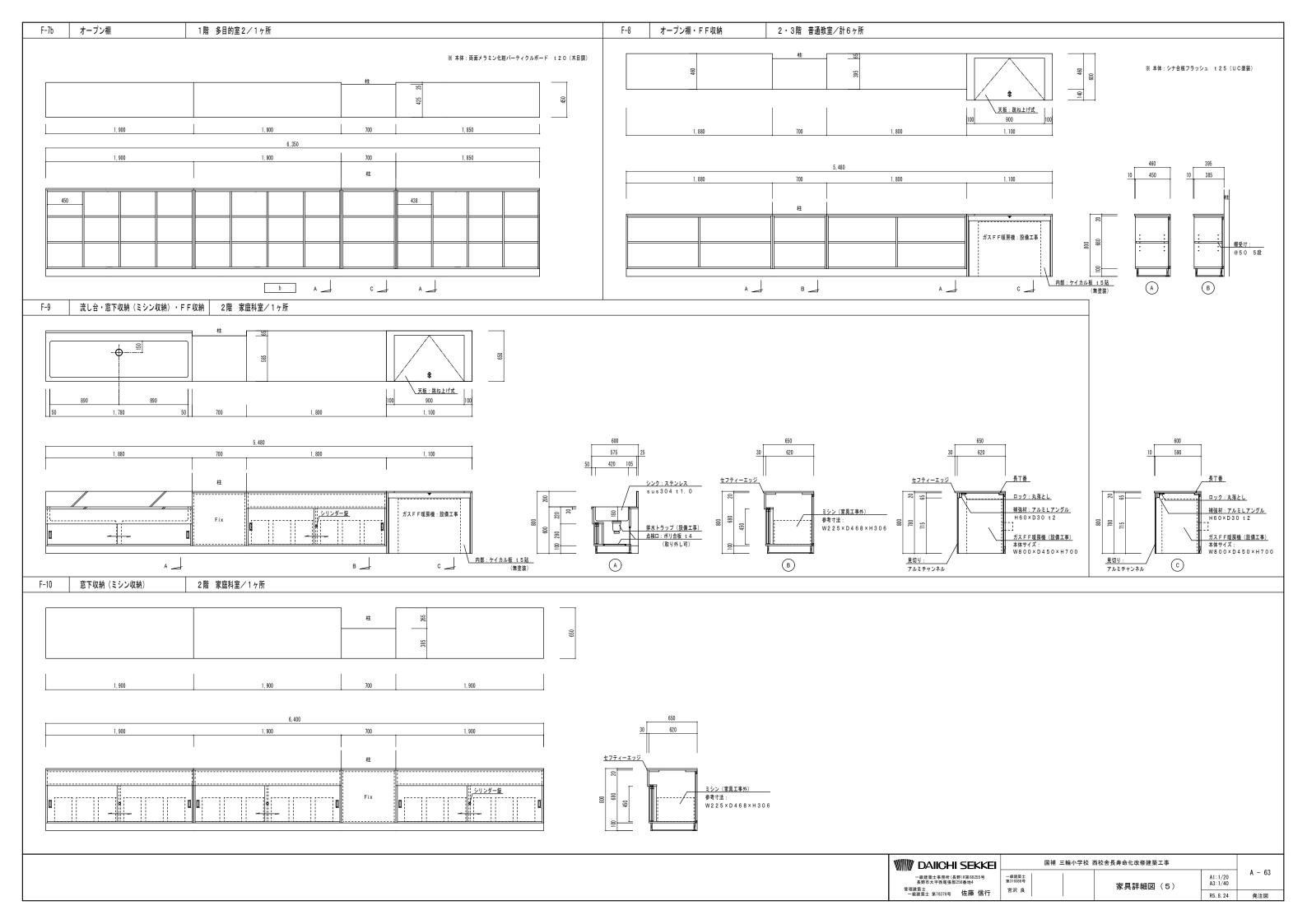


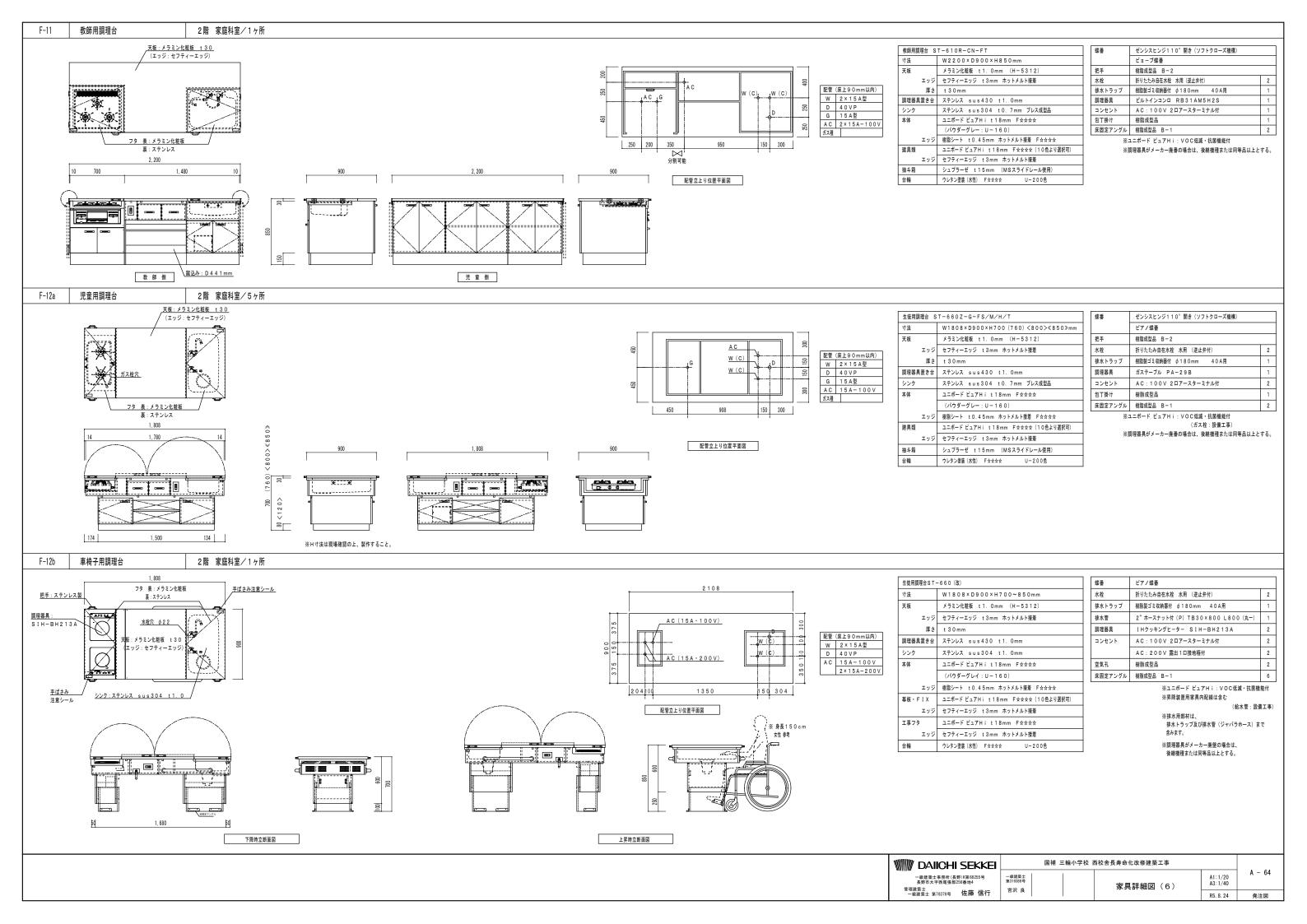


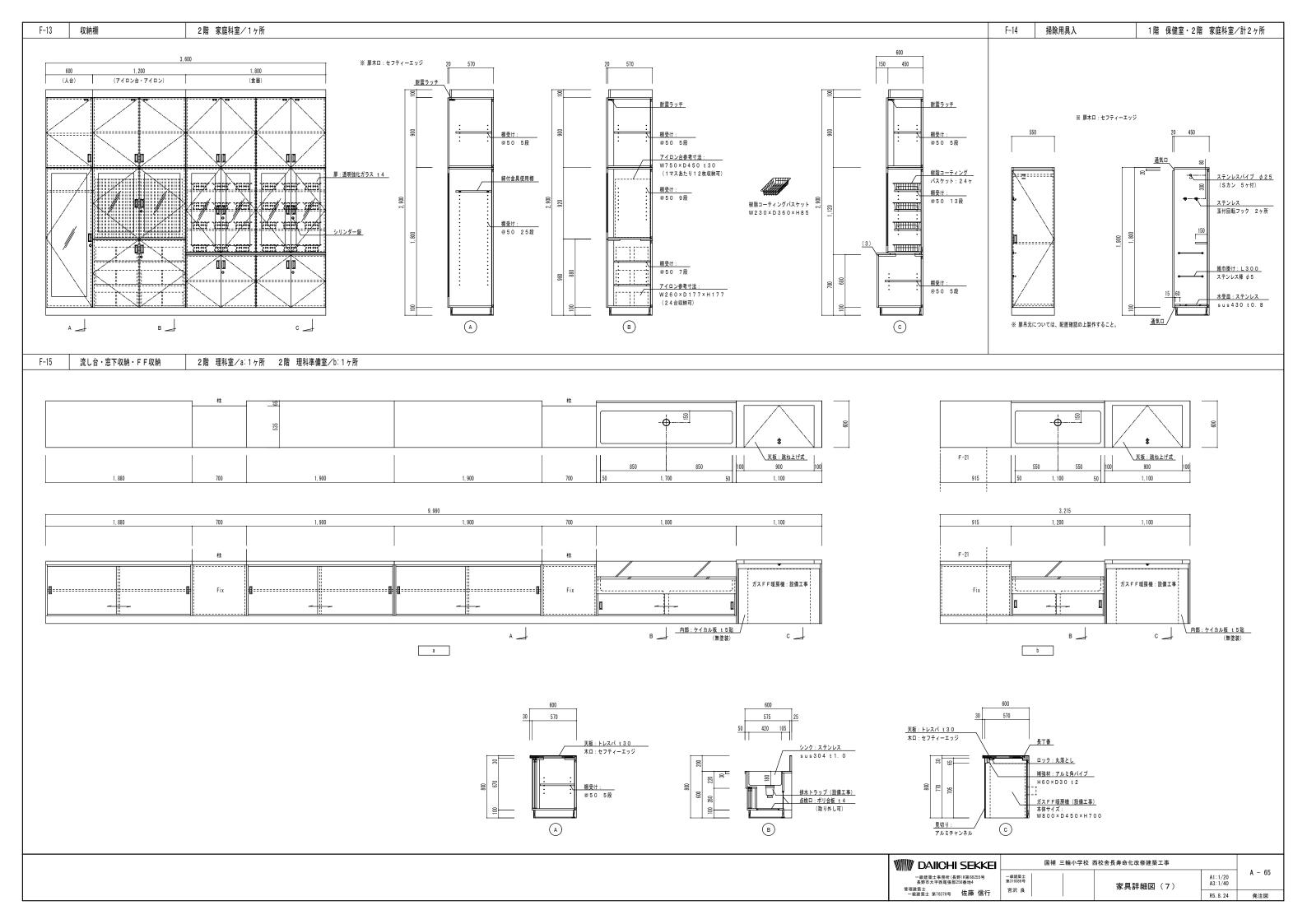


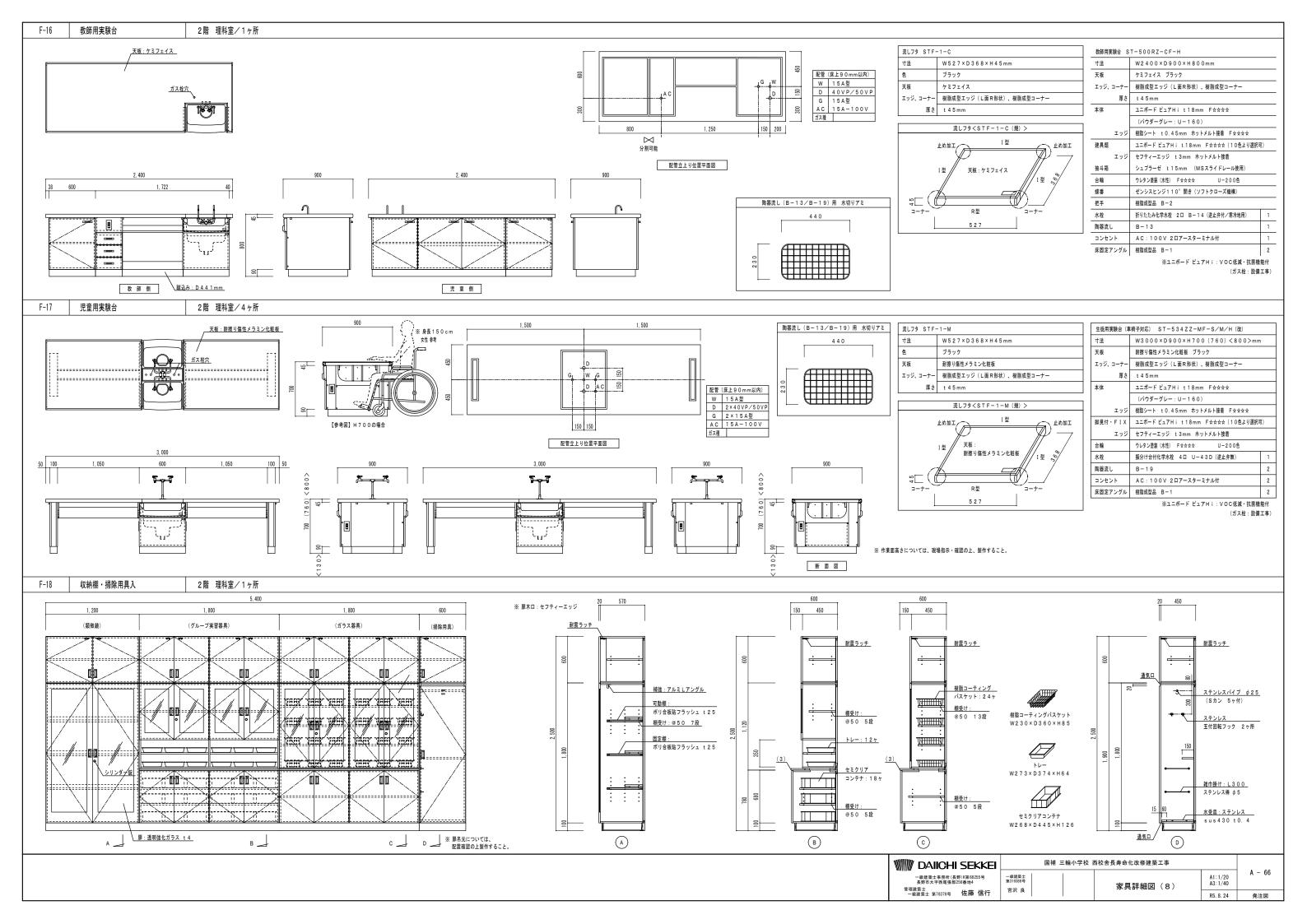


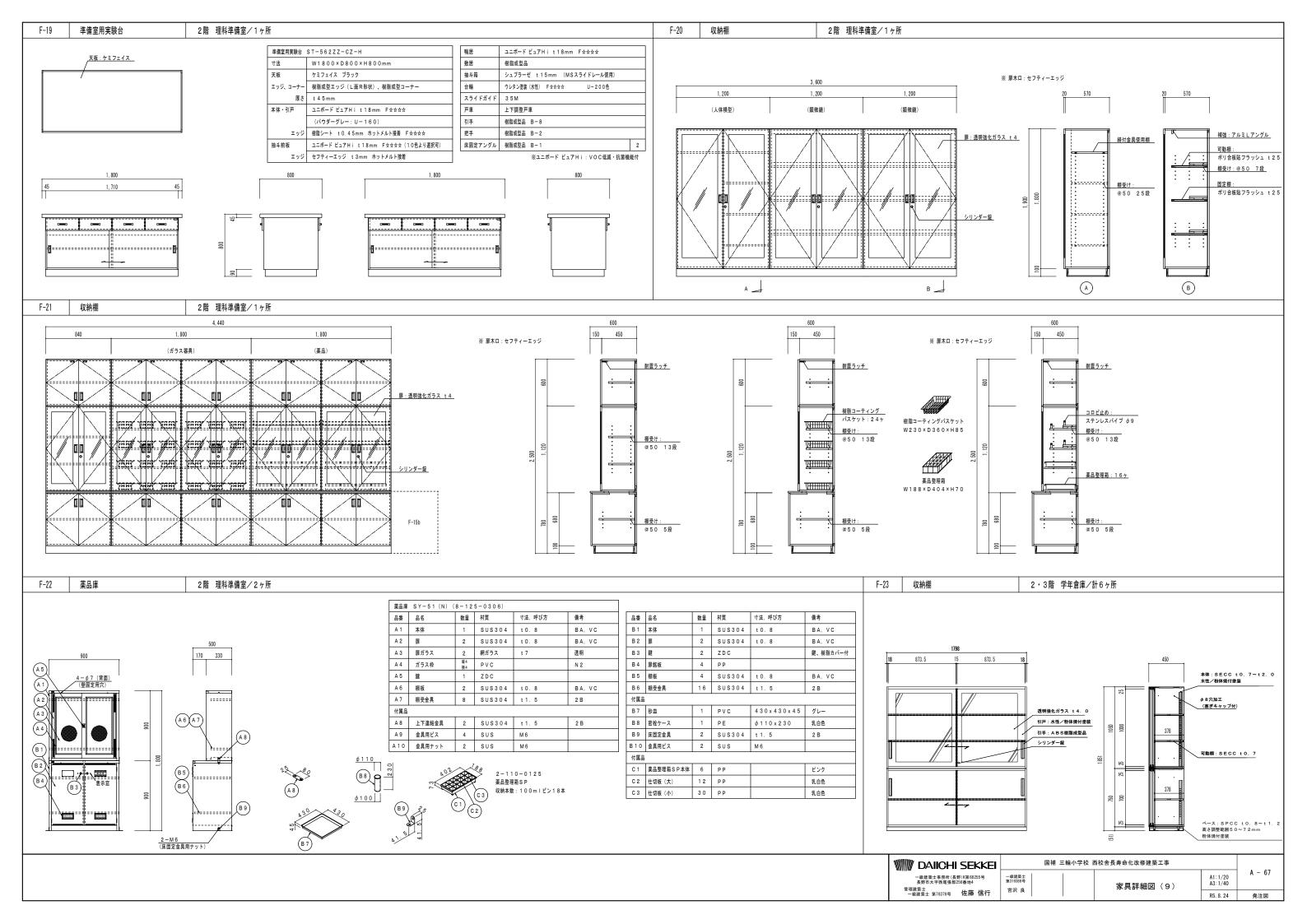


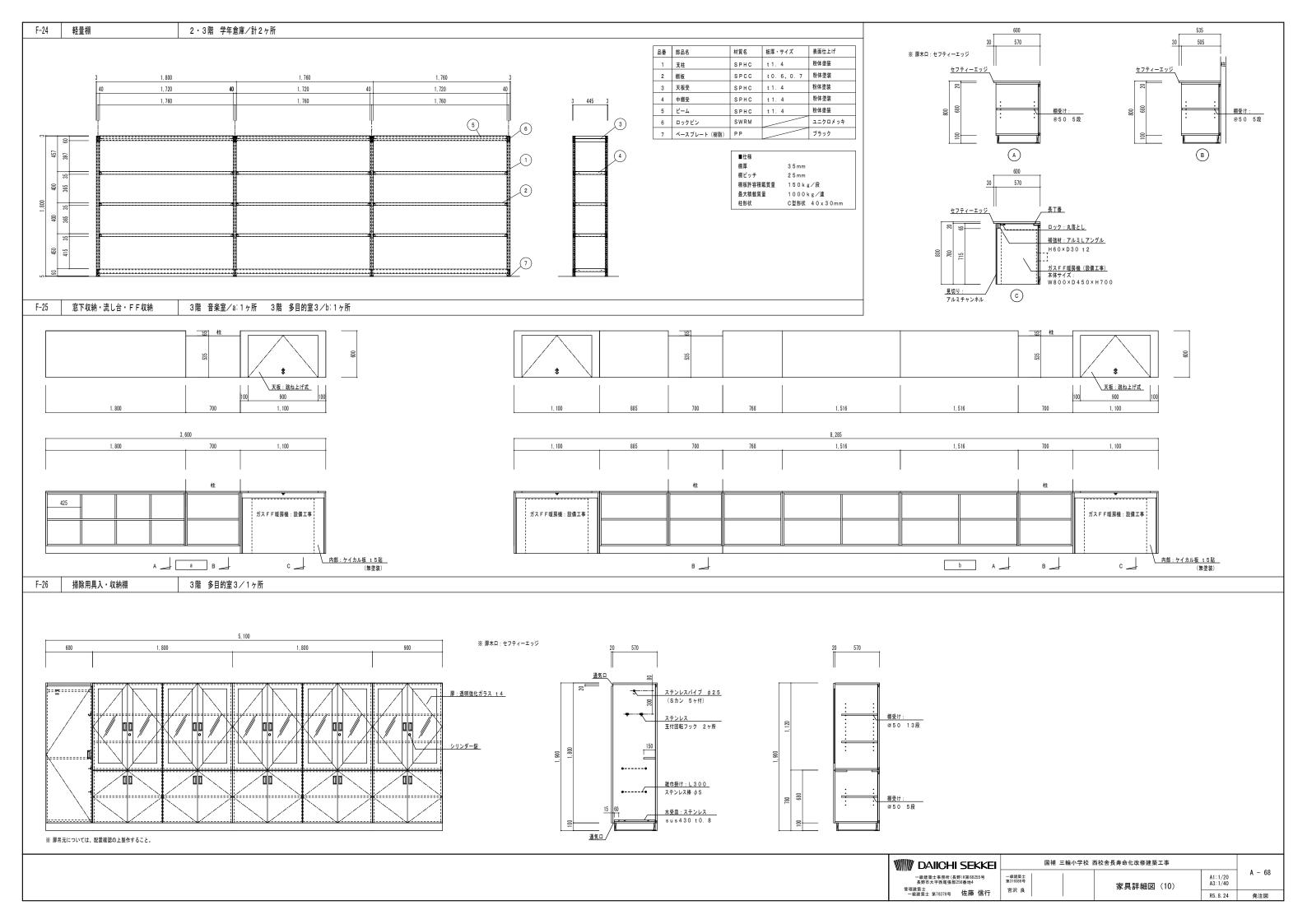


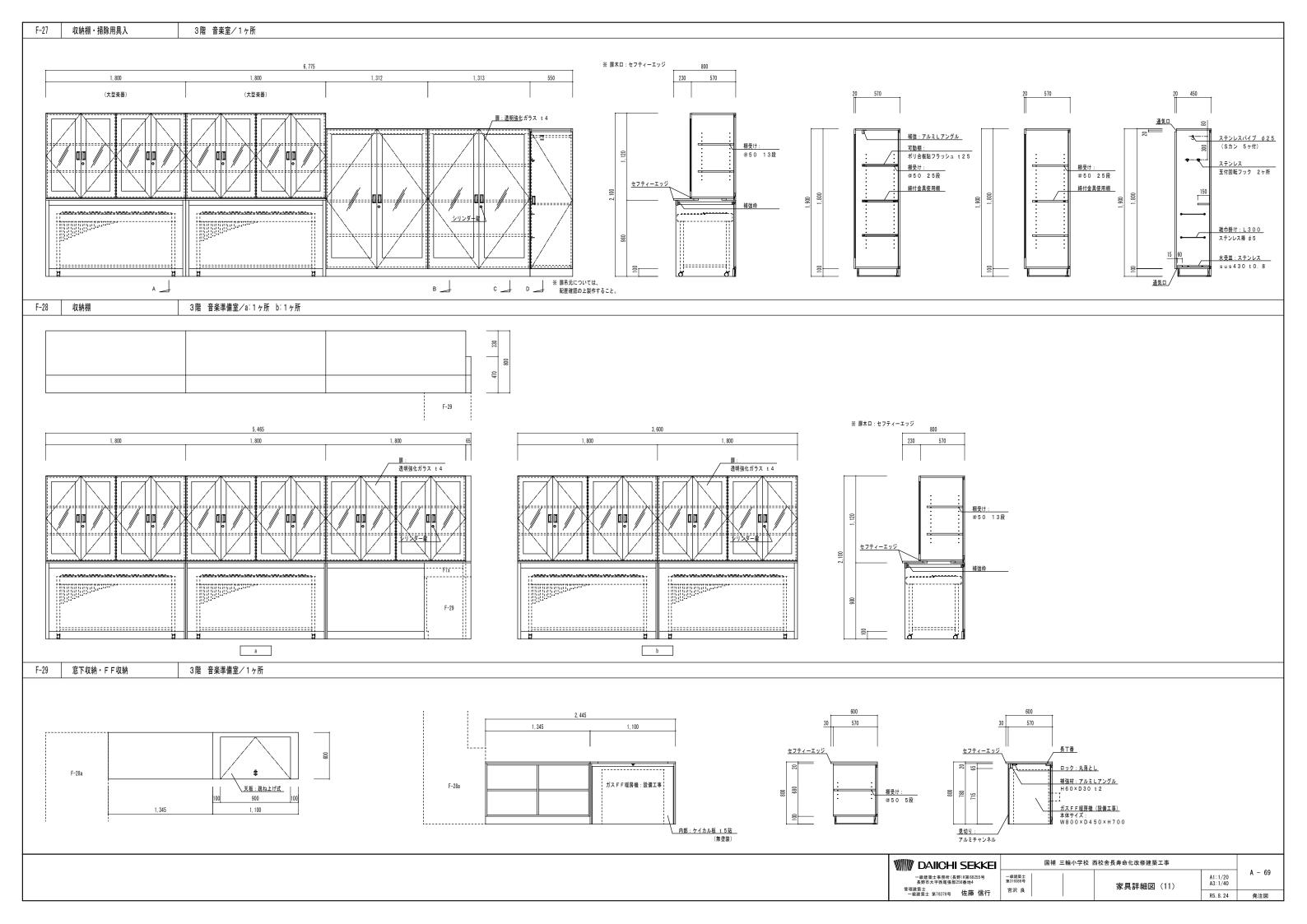


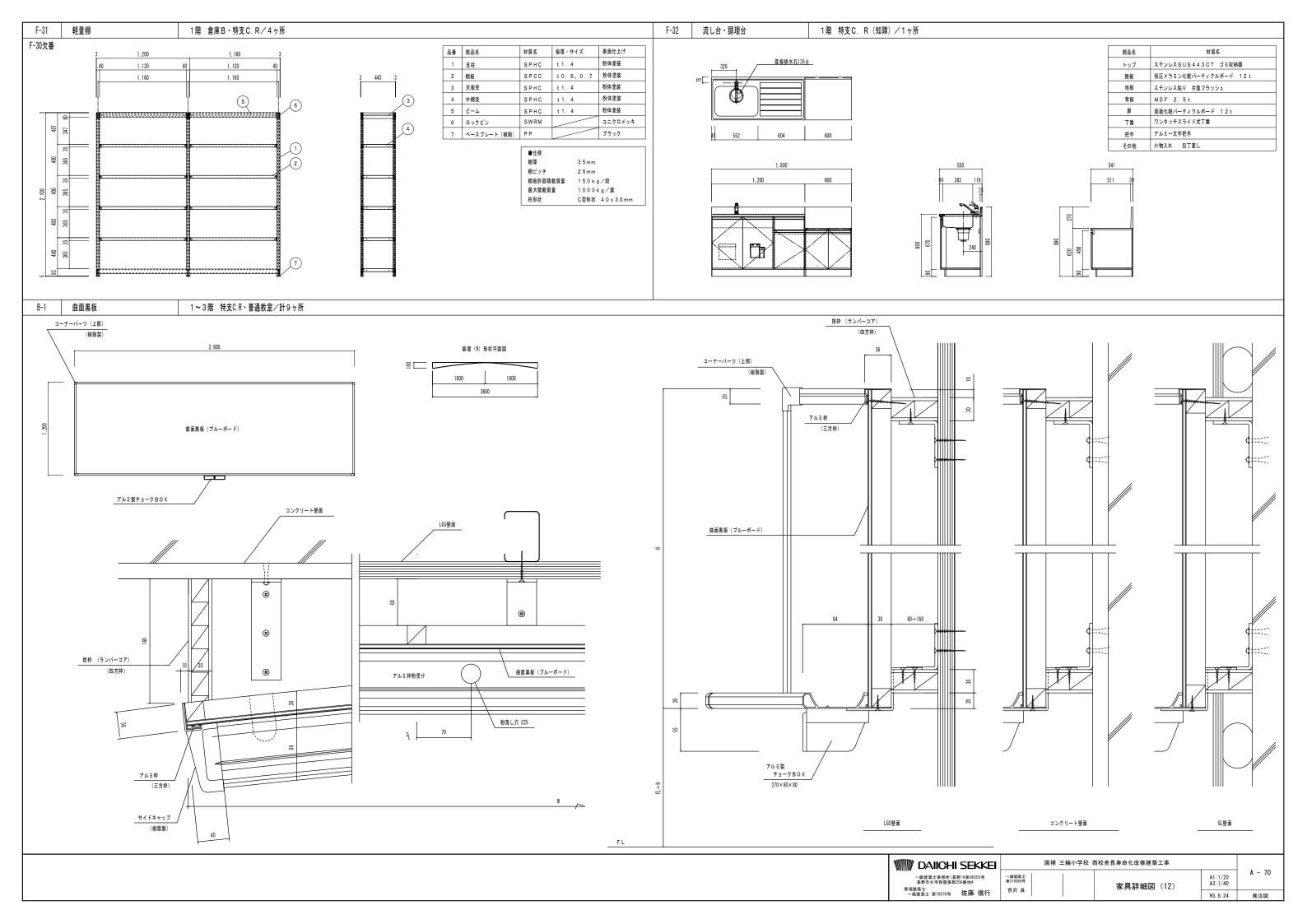


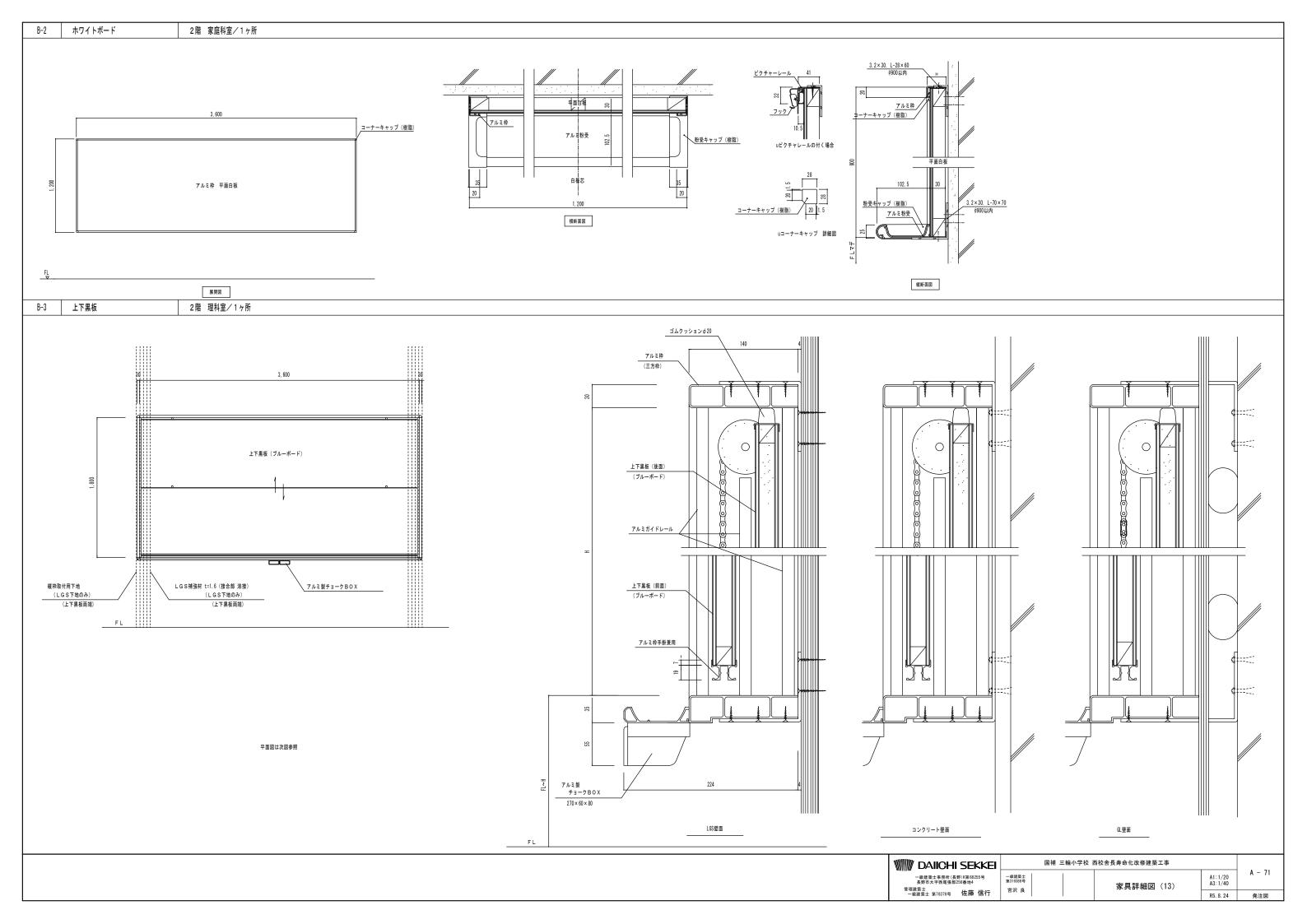


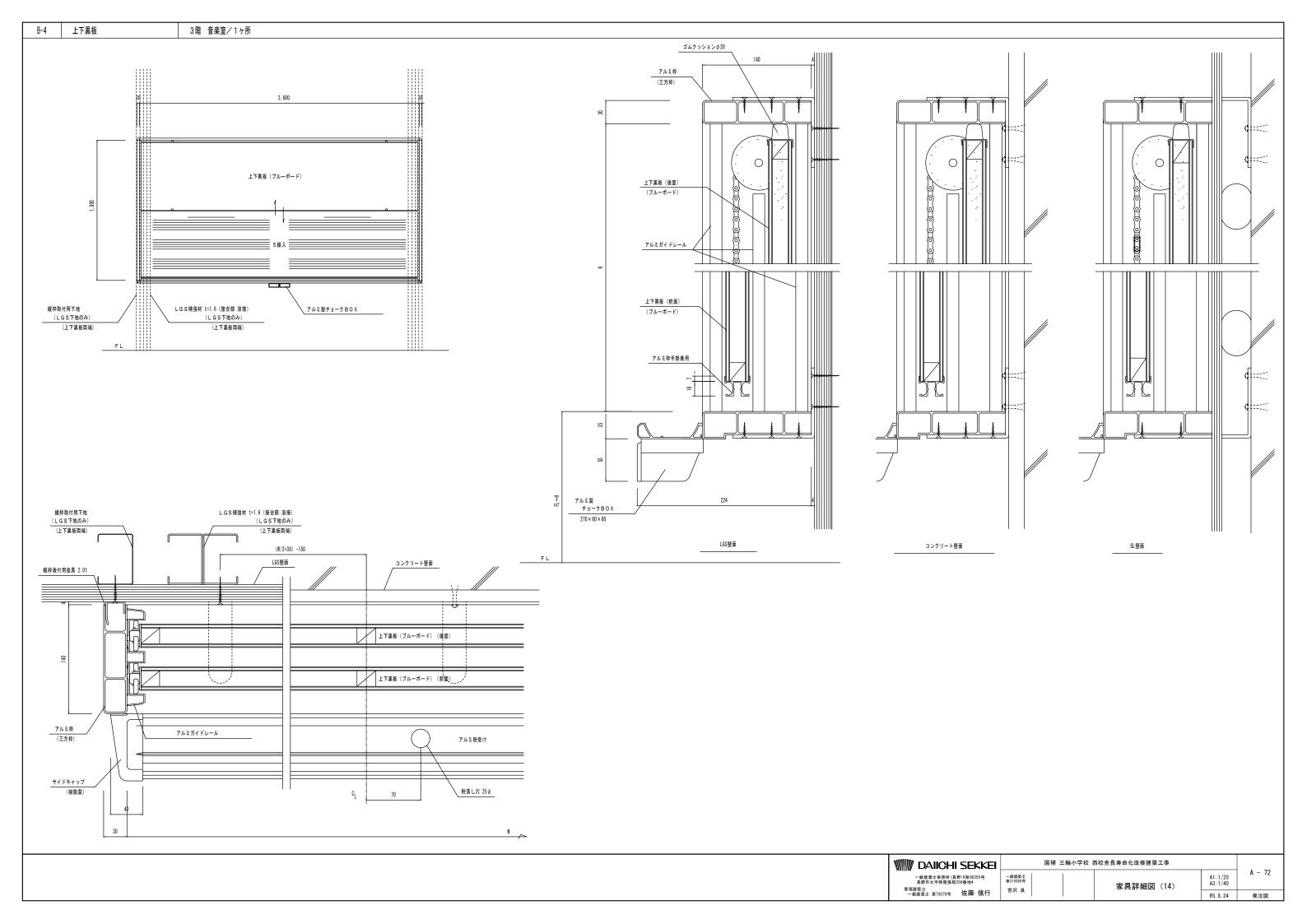


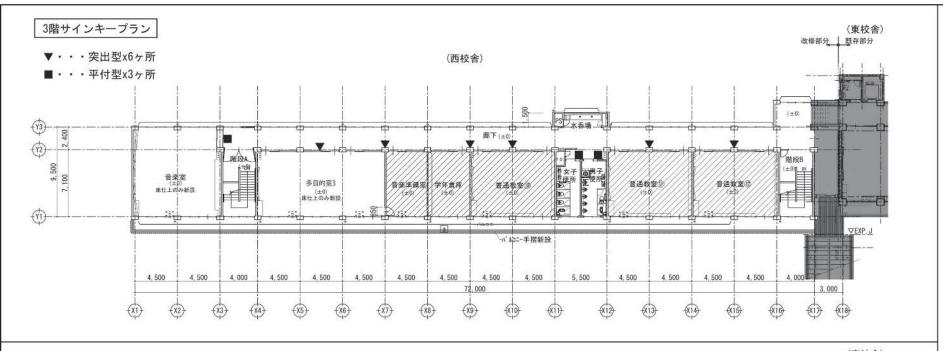


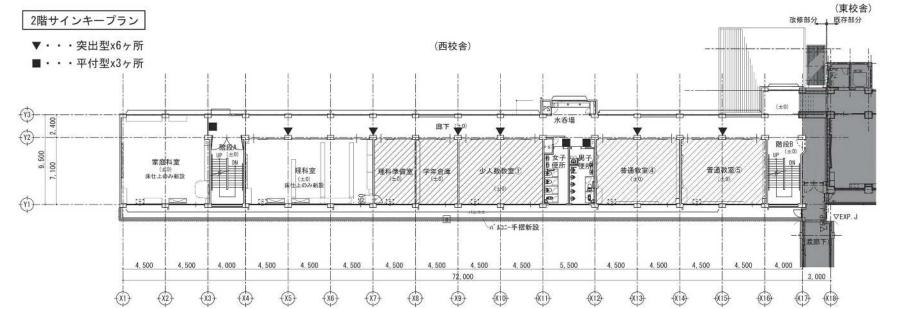


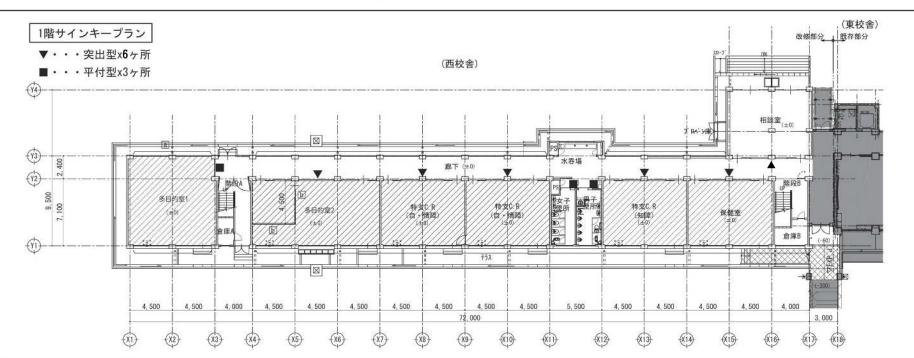


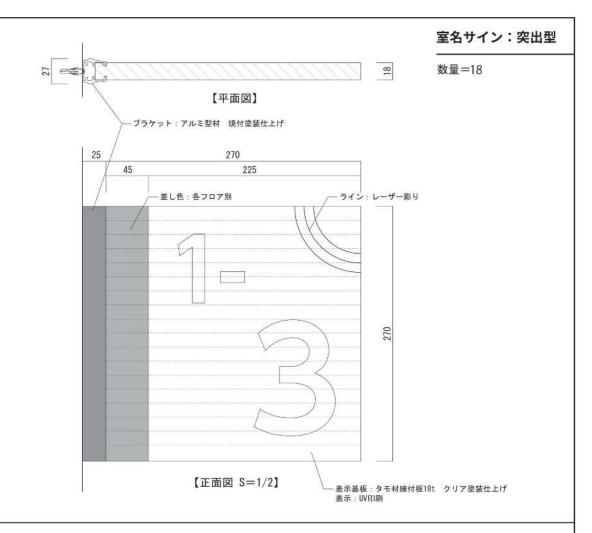






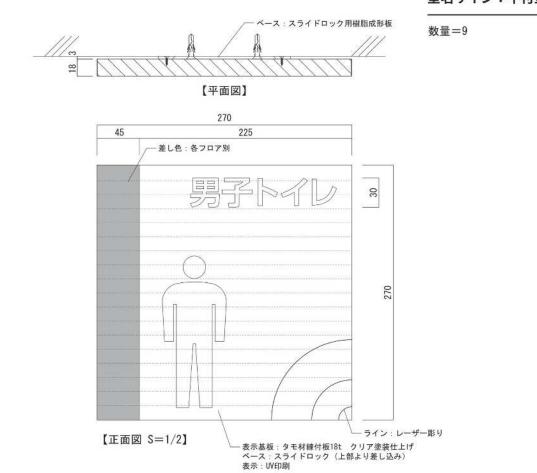








A1:1/200 A3:1/400



DAIICHI SEKKEI

- 総建築士事務府(長寿)(第68255号
長野市大字酒應張郁256番地4

<sup>管理建築士</sup> 一級建築士 第78378号 佐藤 信行 宮沢 良

国補 三輪小学校 西校舎長寿命化改修建築工事

サイン図面 (キープラン・意匠図)

## 法規チェック表 ◆建築基準法 法8条の観点から検討する。無関係な条項は省略する。

敷地及								_			
地及	香口	適用	久佰	金点	して	既存.	Ma	П	百日	滋用	
地及	項目	過用	条項	週日	定止	既存 不適格	No.		項目	適用	
地及	地盤		地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況 (法19条2項)	•			81	П	開口部		居室の
及上			雨水及び汚水の排出、処理(法19条3項)	Ť	$\vdash$		82	1	DO - HP	_	居室の
X.	敷地	-		•	₩			1		-	_
	敷地内の通路		敷地内通路の確保の状況(法35条、令127条、令128条)	•			83				防火避
Ű		П	大規模木造建築物の敷地内通路の確保の状況 (法35条、令127条、令128条の2)				84				内装制
地上	擁壁	+	擁壁の劣化及び損傷の状況(法19条4項)→宅地造成等規制法		$\vdash$		85			ī	
隆_				_	⊢		- 1	1		-	工女幣
	塀		組積造及び補強コンウリートプロック造の塀の耐震対策、劣化及び損傷の状況(令61条、令62条の8)				86				
			石綿等の含有状況 (法28条の2、令20条の4)				87				出入口
ı	下水	1.	下水道処理区域内における適切な処理 (法31条、令32条、令35条) →浄化槽法	•	t		88	1		-	
H	l.W	_			+			1		⊢	11 Mr
		▮▮	都市計画区域及び準都市計画区域内に限り適用 (法41条の2)	•			89				非常用
Г	道路関係		敷地と道路の関係(法42条、法43条)	•			90				非常用
	ZHININ		道路内の建築制限(法44条)	Ť	$\vdash$		- 1	1	<b>梅有訊牌</b>	-	
-		-			$\vdash$		91		換気設備	▮	
	駐車場等		駐車場等の設備の維持保全状況→駐車場法第20条・駐輪場法第5条4項				92				24時間
Г	緑地		緑地の維持保全の状況(長野市風致地区関係法令、都市緑地法35条、36条、39条1項)	•			93		石綿等を添加した	•	吹付け
H		+=		-	1		- 1	1	1	1-	l
L	壁面線	▝	建築物の壁面後退(法44条、法54条)	•	_		94		建築材料		(以下
	建物用途		用途地域等による制限(法48条、法49条、法49条2、法50条)→都市計画法	•			95				吹付け
Г	容積率		建築物の延床面積の敷地面積に対する割合 (法52条)	•			96				除去又
H		+		- 1	+				14 = a 15 =	+-	
L	建蔽率	•	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合(法53条)	•			97	_	地下の換気		防湿措
	絶対高さ		第1種・第2種低層住居専用地域内における高さ制限 (法55条)				98	避難施設	避難施設等		避難施
H		-		•	+		99	難	'X 00	_	
⊢	高さ制限	+	道路・隣地・北側斜線制限(法56条)	_	$\vdash$			施	通路	_	令120
	日影規制		条例に掲げる時間以上日影となる部分を生じない(法56条2)	•			100	)[談	廊下		幅員の
ŧ	構造耐力		建築物の沈下等の状況(法20条)	•			101	榮		П	物品σ
120	円足削73	+			1					_	
ĩĻ		1	外部に面する躯体の劣化及び損傷の状況(法20条)	•	1		102	1	避難上有効な		
物   の	外壁		外壁の防火対策の状況(法21条、法23条、法25条、法27条、法61条、法63条)	•	L	L I	103	3	バルコニー		手すり
í.			石綿等の含有状況(法28条の2、令20条の4)	$\top$	•		104	ıl	1		物品の
<u>}</u>		-		+	+*	$\vdash$	- 1	1	1	_	_
# L		┖	地階に居室を有する部分の外壁(法29条、令22条の2)	$\perp$	$\vdash$		105	1	L		
- [	軒裏		軒裏の防火対策の状況(法23条、法25条、法27条、法61条)	•		]	106	6	階段		階段
Τ	開口部	-	防火設備の劣化及び損傷の状況 (法27条、法61条)	•			107	1			直通階
+		_		_	$\vdash$	$\vdash$		1		1 -	
L	看板・工作物		本体の劣化及び損傷の状況(法64条)	•	L		108	3			2以上
Γ	簡易建築物		本体の劣化及び損傷の状況 (法84条の2)	•			109	)	1		屋外階
曐	屋上面	+		Ť	•		110	1		1 -	-
ĒΙ	崖上山	▝	防火対策の施された屋上面の、劣化及び損傷の状況(法22条、法25条、法27条、法62条)		•			1		•	幅員0
L ኒ			パラペット、笠木、排水溝の劣化及び損傷の状況(法22条、法25条、法27条、法62条)		•		111	Ш			蹴上に
ĵL			石綿等の含有状況(法28条の2、令20条の4)		•		112				踊場0
	手仁 ナルル	+		_	Ť					1=	
星_	看板・工作物	▮	本体の劣化及び損傷の状況(法64条)→屋外広告物法の適用状況	•	_		113	1		▮▮	手すり
艮厂	煙突		建築物に設ける煙突の劣化及び損傷の状況(令115条)		•		114	1			物品の
₫	防火区画		令112条11項から13項までに規定する区画の状況	•			118	:			屋内に
	例入匹巴	_			+			1		1 -	-
5		▮■	令112条1項、4項、5項又は7項から10項までの各項に規定する区画の状況	•			116	1			階段室
ショウ の の の の の の の の の の の の の の の の の の の			令112条18項に規定する区画の状況				117	1			屋外に
D		$\vdash$	防火区画の外周部	•	1		118	1			屋内と
内部		1_		_	+					1 -	
# L			令112条16項に規定する外壁及び同上17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				119	}			開放性
	壁		躯体等(法20条)				120	)l			特別避
	_	۱.			+			1			-
			木造の壁の劣化及び損傷の状況(法20条、令40条~令49条)	•	$\vdash$		121				バルコ
			組積造の壁の劣化及び損傷の状況(法20条、令51条~令62条)				122	2			付室等
			補強コンクリートプロック造の壁の劣化及び損傷の状況(法20条、令62条の2~令62条の7)				123	3			付室等
		1			$\vdash$			1		1	-
			鉄骨造の壁の劣化及び損傷の状況 (法20条、令63条~令70条)	•	_		124	1			付室等
			RC・SRC造の壁の劣化及び損傷の状況(法20条、令71条~令80条)	•			125	5	傾斜路		階段に
			耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(法21条、法27条、法61条)				126	:	屋上広場	П	屋上広
		1_		-	+					_	
		▮■	準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況(令107条、令107条の2、令108条、令109条の5)	•	<u> </u>			建	昇降機	ш	エレヘ
			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況(法21条、法27条、法61条)	•			128	築設備			エスカ
		l .	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況(令112条20項、21項)	•	t		129	鼠談			_
		1		_	$\vdash$			備	at two	-	
			内装制限のかかる部分の仕上の劣化及び損傷の状況(法35条の2、令128条の3の2、令128条の4、令128条の5)	•			130	(等	防煙壁	╚	防煙区
			防火壁 (防火床) の劣化及び損傷の状況 (法26条、法65条、令113条、令115条の2)	•			131	ıl İ			防煙垂
- [			界壁の劣化及び損傷の状況 (法30条、令22条の3、令114条)	·	т		132		1		可動式
- [		-			-	$\vdash$		1		_	_
- [			防火上主要な間仕切の劣化及び損傷の状況(令114条2項、令19条1項)	•	L		133	3	排煙設備等		排煙割
-		П	木造の小屋裏隔壁(強化天井)の劣化及び損傷の状況(令114条3項)	$\top$	Г		134	ıl .	1	П	排煙器
- 1		_		$\dashv$	$\vdash$				1	-	
- )		14	木造の渡り廊下の小屋裏隔壁の劣化及び損傷の状況(令114条4項)	+	$\vdash$	$\vdash$	135				自然技
ļ	床		躯体等(法20条)		$\perp$		136		非常用		非常原
ŀ			木造の床躯体の劣化及び損傷の状況 (法20条)		Г		137	1	エレベータ		乗降口
			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況(法20条、令63条~令70条)	•	t		138		非常用照明装置	_	_
		1 -		_	$\vdash$	$\vdash$			ナ 市 市 炽 明 表 直	-	
			RC・SRC造の床躯体の劣化及び損傷の状況(法20条、令71条~令80条)		1	<u>L_</u>	139	1			非常原
			10 310 近0 床垫件0 为 10 及 0 顶 扇 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		<b>⊢</b> -		140	) l	電気設備		電気調
		H		•		'		1		_	
		•	耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床)(法21条、法27条、法61条)	•			141	4	配管設備	_	配管
			耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床) (法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況 (令107条、令107条の2、108条の3)	•			14.40		換気設備	1 .	144-
		•	耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床)(法21条、法27条、法61条)	•			142	2	大人以明		授気
		1	耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床) (法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況 (令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通都の充填等の処理の状況 (令112条20項、21項)	0						_	
			耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床) (法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況 (令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通都の充填等の処理の状況 (令112条20項、21項) 防火床(防火壁)の劣化及び損傷の状況 (法26条、法65条、令113条、令115条の2)	0			143	3	ガス機器	•	機器力
		1 1 1	耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床)(法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況(令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通都の充填等の処理の状況(令112条20項、21項) 防火床(防火壁)の劣化及び損傷の状況(法26条、法65条、令113条、令115条の2) 居室の床の高さ及び防温方法(法92条、令22条)	0			143 144	1	ガス機器 便所	:	機器が
	天井	1 1 1	耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床) (法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況 (令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通都の充填等の処理の状況 (令112条20項、21項) 防火床(防火壁)の劣化及び損傷の状況 (法26条、法65条、令113条、令115条の2)	0			143	1	ガス機器	:	機器が 便所の
	天井	1 1 1	耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床)(法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況(令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通都の充填等の処理の状況(令112条20項、21項) 防火床(防火壁)の劣化及び損傷の状況(法26条、法65条、令113条、令115条の2) 居室の床の高さ及び防湿方法(法92条、令22条) 内装制限のかかる部分の仕上の劣化及び損傷の状況(法35条の2、令128条の3の2、令128条の4、令128条の5)	0			143 144 145	1	ガス機器 便所 避雷設備	■ ■ □	機器が 便所の 避雷割
	天井		耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床)(法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況(令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管又は風造の区画貫通都の充填等の処理の状況(令112条20項、21項) 防火床(防火壁)の劣化及び損傷の状況(法26条、法65条、令113条、令115条の2) 居室の床の高さ及び防温方法(法92条、令22条) 内装制限のかかる部分の仕上の劣化及び損傷の状況(法35条の2、令128条の3の2、令128条の4、令128条の5) 特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況(今39条3項、平成25告示771号)	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			143 144 145 146	1	ガス機器 便所 避雷設備	■ ■ □	機器が 便所の 避雷割
-	天井		耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床)(法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況(令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通都の充填等の処理の状況(令112条20項、21項) 防火床(防火壁)の劣化及び損傷の状況(法26条、法65条、令113条、令115条の2) 居室の床の高さ及び防湿方法(法92条、令22条) 内装制限のかかる部分の仕上の劣化及び損傷の状況(法35条の2、令128条の3の2、令128条の4、令128条の5)	0			143 144 145	3 1 1 工作物	ガス機器 便所 避雷設備 煙突	■ ■ □	機器が便所の避雷部
	天井		耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床)(法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況(令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管又は風道の区面貫通都の充填等の処理の状況(令112条20項、21項) 防火床(防火壁)の劣化及び損傷の状況(法26条、法65条、令113条、令115条の2) 居室の床の高さ及び防温方法(法92条、令22条) 内装制限のかかる部分の仕上の劣化及び損傷の状況(法35条の2、今128条の3の2、令128条の4、令128条の5) 特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況(令39条3項、平成25告示771号) 居室の天井の高さ2. Im以上確保(法92条、令21条)	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			143 144 145 146	3 1 1 工作物	ガス機器 便所 避雷設備 煙突		機器 / 便所 / 避雷言 令138
			耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床)(法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況(令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管又は風道の区面貫通部の充填等の処理の状況(令112条20項、21項) 防火床(防火壁)の劣化及び損傷の状況(法26条、法65条、令113条、令115条の2) 居室の床の高さ及び防湿方法(法32条、今22条) 内装制限のかかる部分の仕上の劣化及び損傷の状況(法35条の2、令128条の3の2、令128条の4、令128条の5) 特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況(今39条3項、平成25告示771号) 居室の天井の高さ2.1m以上確保(法92条、令21条) 木造の強化天井(小屋裏隔壁)の劣化及び損傷の状況(令114条3項)	0			143 144 145 146 147	工作物雑品	ガス機器 便所 避雷設備 煙突 材料品質		機器7 便所( 避雷) 令138
	天井		耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床)(法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況(令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況(令112条20項、21項) 防火床(防火壁)の劣化及び損傷の状況(法26条、法65条、令113条、令115条の2) 居室の床の高さ及び防湿力法(法32条、今22条) 内装制限のかかる部分の仕上の劣化及び損傷の状況(法35条の2、令128条の3の2、令128条の4、令128条の5) 特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況(今39条3項、平成25告示771号) 居室の天井の高さ2、1m以上確保(法以条、令21条) 木造の強化天井(小屋裏隔壁)の劣化及び損傷の状況(令114条3項) 区画に対応した防火設備では戸の設置状況(法21条、法25条、法27条、	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			145 144 145 146 147 148	3 4 5 T 7 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	ガス機器 便所 避雷設備 煙突		機器7 便所( 避雷) 令138
			耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床)(法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況(令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管又は風道の区面貫通部の充填等の処理の状況(令112条20項、21項) 防火床(防火壁)の劣化及び損傷の状況(法26条、法65条、令113条、令115条の2) 居室の床の高さ及び防湿方法(法32条、今22条) 内装制限のかかる部分の仕上の劣化及び損傷の状況(法35条の2、令128条の3の2、令128条の4、令128条の5) 特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況(今39条3項、平成25告示771号) 居室の天井の高さ2.1m以上確保(法92条、令21条) 木造の強化天井(小屋裏隔壁)の劣化及び損傷の状況(令114条3項)	0			143 144 145 146 147	3 4 5 T 7 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	ガス機器 便所 避雷設備 煙突 材料品質		機器が 便所の 避雷記 令138
			耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床)(法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況(令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況(令112条20項、21項) 防火床(防火壁)の劣化及び損傷の状況(法26条、法65条、令113条、令113条の21 居室の床の高さ及び防湿力法(法30条、今22条) 内装制限のかかる部分の仕上の劣化及び損傷の状況(法35条の2、令128条の3の2、令128条の4、令128条の5) 特定天井の高さ2.1m以上確保(法の条、令39条3項、平成25告示771号) 居室の天井の高さ2.1m以上確保(法の条、令21条) 木造の強化天井(小屋裏隔壁)の劣化及び損傷の状況(令114条3項) 区画に対応した防火設備又は戸の設置状況(法21条、法25条、法27条、 令109条、令109条の2、令110条の2、令110条の3)	0			143 144 145 146 147 148 148	工作物雑則	ガス機器 便所 避雷設備 煙突 材料品質		機器が 便所の 避雷記 令138
			耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床)(法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況(令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況(令112条20項、21項) 防火床(防火壁)の劣化及び損傷の状況(法26条、法65条、令113条、令115条の2) 居室の床の高さ及び防湿方法(法27条、今22条) 内装制限のかかる部分の仕上の劣化及び損傷の状況(法35条の2、令128条の3の2、令128条の4、令128条の5) 特定天井の宗井初の劣化及び損傷の状況(今39条3項、平成25告示771号) 居室の天井が高さ2.1m以上確保(法92条、令21条) 本造の途化天井(小屋裏隔壁)の劣化及び損傷の状況(令14条3項) 医画に対応した防火發揮又は戸の設置状況(法13条、法25条、法27条、 令109条、令109条の2、令110条の2、令110条の3) 居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置				143 144 145 146 147 148 150	工作物雑則	ガス機器 便所 避雷設備 煙突 材料品質		機器が 便所の 避雷記 令138
-			耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床)(法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況(令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況(令112条20項、21項) 防火床(防火壁)の劣化及び損傷の状況(法26条、法65条、令113条、令113条の21 居室の床の高さ及び防湿力法(法30条、今22条) 内装制限のかかる部分の仕上の劣化及び損傷の状況(法35条の2、令128条の3の2、令128条の4、令128条の5) 特定天井の高さ2.1m以上確保(法の条、令39条3項、平成25告示771号) 居室の天井の高さ2.1m以上確保(法の条、令21条) 木造の強化天井(小屋裏隔壁)の劣化及び損傷の状況(令114条3項) 区画に対応した防火設備又は戸の設置状況(法21条、法25条、法27条、 令109条、令109条の2、令110条の2、令110条の3)	0			143 144 145 146 147 148 148	工作物雑則	ガス機器 便所 避雷設備 煙突 材料品質		機器7 便所( 避雷) 令138
			耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床)(法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況(令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管文は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況(令112条20項、21項) 防火床(防火壁)の劣化及び損傷の状況(法26条、法65条、令113条、令115条の2) 居室の床の高さ及び防湿方法(法20条、今22条) 内装制限のかかる部分の仕上の劣化及び損傷の状況(法35条の2、令128条の3の2、令128条の4、令128条の5) 特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況(会39条3項、平成25告示771号) 居室の天井の高さ2.1m以上確保(法92条、令21条) 本造の強化天井(小屋裏隔壁)の劣化及び損傷の状況(令14条3項) 医画に対応した防火穀膏又は戸の穀重状況(法13条、法25条、法27条、 令109条、令109条の2、令110条の2、令110条の3) 居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火穀膚又は戸におけるくぐり戸の設置 昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況				144 144 144 144 144 149 150 151	工作物  雑則	ガス機器 便所 避雷設備 煙突 材料品質		機器: 便所( 避雷) 令138
			耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床)(法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況(令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管又は風道の区面貫通都の充填等の処理の状況(今112条20項、21項) 防火床(防火壁)の劣化及び損傷の状況(法26条、法65条、令113条、令115条の2) 居室の床の高さ及び防湿方法(法92条、令22条) 内装制限のかかる部分の仕上の劣化及び損傷の状況(法35条の2、今128条の3の2、令128条の4、令128条の5) 特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況(令39条3項、平成25告示771号) 居室の天井の高さ2.1m以上確保(法92条、令21条) 木造の途化天井(小屋展展壁)の劣化及び損傷の状況(令114条3項) 区画に対応した防火股陽とは戸の販量が表現、法21条、法25条、法27条、 令109条、今109条の2、令110条の2、令110条の3 居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火股備又は戸におけるくぐり戸の設置 昭和48年建設者告示第2663号第1第1号口に規定する基準への適合の状況 防火原又は戸の開放方向				144 144 144 144 144 144 150 151	3 4 5 6 7 8 9 9 9 2 8	ガス機器 便所 避雷設備 煙突 材料品質		機器: 便所( 避雷) 令138
			耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床)(法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況(令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管文は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況(令112条20項、21項) 防火床(防火壁)の劣化及び損傷の状況(法26条、法65条、令113条、令115条の2) 居室の床の高さ及び防湿方法(法20条、今22条) 内装制限のかかる部分の仕上の劣化及び損傷の状況(法35条の2、令128条の3の2、令128条の4、令128条の5) 特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況(会39条3項、平成25告示771号) 居室の天井の高さ2.1m以上確保(法92条、令21条) 本造の強化天井(小屋裏隔壁)の劣化及び損傷の状況(令14条3項) 医画に対応した防火穀膏又は戸の穀重状況(法13条、法25条、法27条、 令109条、令109条の2、令110条の2、令110条の3) 居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火穀膚又は戸におけるくぐり戸の設置 昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況				144 144 144 144 144 149 150 151	3 4 5 6 7 8 9 9 9 2 8	ガス機器 便所 避雷設備 煙突 材料品質		機器7 便所( 避雷) 令138
			耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床)(法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況(令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管又は風道の区面貫通都の充填等の処理の状況(今112条20項、21項) 防火床(防火壁)の劣化及び損傷の状況(法26条、法65条、令113条、令115条の2) 居室の床の高さ及び防湿方法(法92条、令22条) 内装制限のかかる部分の仕上の劣化及び損傷の状況(法35条の2、令128条の3の2、令128条の4、令128条の5) 特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況(今39条3項、平成25告示771号) 居室の天井の高さ2.1m以上確保(法92条、令21条) 木造の強化天井(小屋裏隔壁)の劣化及び損傷の状況(令114条3項) 区画に対応した防火穀庫又は戸の穀量投汲(法13条、法25条、法27条、 令109条、令109条の2、今110条の2、令110条の3 日室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の道路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置 昭和48年建設省合工業256号第1第1号ロに規定する基準への適合の状況 防火扉又は戸の開放方向 常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況				144 144 148 146 147 148 150 151 152	3 4 5 5 7 3 9 ) - 2 3 4	ガス機器 便所 避雷設備 煙突 材料品質		機器7 便所( 避雷) 令138
-			耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床)(法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況(令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管又は風道の区面貫通部の充填等の処理の状況(令112条20項、21項) 防火床(防火壁)の劣化及び損傷の状況(法26条、法65条、令113条、令115条の2) 居室の床の高さ及び防湿方法(法32条、今22条) 内装制限のかかる部分の仕上の劣化及び損傷の状況(法35条の2、令128条の3の2、令128条の4、令128条の5) 特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況(今39条3項、平成25告示771号) 居室の天井の高さ2.1m以上確保(法92条、令21条) 木造の強化天井(小星裏隔壁)の劣化及び損傷の状況(令114条3項) 区面に対応した防火穀傷以は戸の穀量状況(法21条、法25条、法27条、令109条の4、今108条の2、令110条の3、名110条の3、名110条の3、名110条の2、令110条の3、日本25条、法27条、令109条の2、今110条の2、令110条の3、自10条の3、自10条の3、自10条の3、日本25条、法27条、令109条の2、令10条の2、今10年の3を上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置 昭和48年建設省告示第2560号第1第1号ロに規定する基準への適合の状況 防火原又は下の開放方向 常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況 常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			144 144 144 147 148 150 151 152 153 154	3 4 5 6 7 8 9 9 1 9 3 4 5 6 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	ガス機器 便所 避雷設備 煙突 材料品質		機器が 便所の 避雷記 令138
			耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床)(法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況(令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管又は風道の区面貫通都の充填等の処理の状況(今112条20項、21項) 防火床(防火壁)の劣化及び損傷の状況(法26条、法65条、令113条、令115条の2) 居室の床の高さ及び防湿方法(法92条、令22条) 内装制限のかかる部分の仕上の劣化及び損傷の状況(法35条の2、令128条の3の2、令128条の4、令128条の5) 特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況(今39条3項、平成25告示771号) 居室の天井の高さ2.1m以上確保(法92条、令21条) 木造の強化天井(小屋裏隔壁)の劣化及び損傷の状況(令114条3項) 区画に対応した防火穀庫又は戸の穀量投汲(法13条、法25条、法27条、 令109条、令109条の2、今110条の2、令110条の3 日室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の道路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置 昭和48年建設省合工業256号第1第1号ロに規定する基準への適合の状況 防火扉又は戸の開放方向 常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況				144 144 148 146 147 148 150 151 152	3 4 5 6 7 8 9 9 1 9 3 4 5 6 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	ガス機器 便所 避雷設備 煙突 材料品質		換無機便避 令 138 令 138 建築 美土
-			耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床)(法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況(令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管又は風道の区面貫通部の充填等の処理の状況(令112条20項、21項) 防火床(防火壁)の劣化及び損傷の状況(法26条、法65条、令113条、令115条の2) 居室の床の高さ及び防湿力法(法32条、今22条) 内装制限のかかる部分の仕上の劣化及び損傷の状況(法35条の2、令128条の3の2、令128条の4、令128条の5) 特定天井の子井材の劣化及び損傷の状況(今39条3項、平成25告示771号) 居室の天井の高さ2.1m以上程保(法20条、令21条) 木造の強化天井(小屋裏隔壁)の劣化及び損傷の状況(令114条3項) 区画に対応した防火設備又は戸の設置状況(法21条、法25条、法27条、令10条、令10条の2、令110条の2、令110条の3) 居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置 昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準への適合の状況 防火原又は戸の開放方向 常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況 常閉防火設備等の開鎖又は作動の状況 常閉防火設備等の開鎖又は作動の検況 常閉防火設備等の開鎖又は作動の検況				144 144 144 144 144 150 151 152 152 153	工作物 雑則	ガス機器 便所 避雷設備 煙突 材料品質		機器が 便所の 避雷記 令138
	防火設備		耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床)(法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況(令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管又は風道の区面貫通部の充填等の処理の状況(令112条20項、21項) 防火床(防火壁)の劣化及び損傷の状況(法26条、法65条、令113条、令115条の2) 居室の床の高さ及び防湿方法(法22条、令22条) 内装制限のかかる部分の仕上の劣化及び損傷の状況(法35条の2、令128条の3の2、令128条の4、令128条の5) 特定天井の天井村の劣化及び損傷の状況(今39条3項、平成25告示771号) 居室の天井の高さ2、1m以上確保(法20条、令21条) 本造の強化天井(小屋裏隔壁)の劣化及び損傷の状況(令114条3項) 区画に対応した防火設備又は戸の設置状況(法21条、法25条、法27条、 令109条、令109条の2、令110条の2、令110条の3) 居室から地上へ通じる主たる廊下、開段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置 昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準への適合の状況 防火原又は戸の開放方向 常門防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況 常門防火設備等の開鎖又は作動の検索 常門防火設備等の開鎖又は作動の検索 常門防火設備等の開鎖又は作動の検索 常門防火設備等の開鎖又は作動の検索				144 144 144 144 144 150 151 152 152 154 154 154 154 154 154 154 154 154 154	3 4 5 6 7 7 3 9 9 1 2 3 4 5 6 7 7 3 9 9 1 2 3 4 5 6 7 7 3 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	ガス機器 便所 避雷設備 煙突 材料品質		機器が 便所の 避雷記 令138
			耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床)(法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況(令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況(令112条20項、21項) 防火床(防火壁)の劣化及び損傷の状況(法26条、法65条、令113条、令115条の2) 居室の床の高さ及び防湿力法(法32条、今22条) 内装制限のかかる部分の仕上の劣化及び損傷の状況(法35条の2、令128条の3の2、令128条の4、令128条の5) 特定天井の元井材の劣化及び損傷の状況(今39条3項、平成25告示771号) 居室の天弁の高さ2、1m以上確保(法20条、令21条) 木造の強化天井(小屋裏隔壁)の劣化及び損傷の状況(令114条3項) 区画に対応した防火設備又は戸の設置状況(法21条、法25条、法27条、令109条、令109条の2、令110条の2、令110条の3) 居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置 昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準への適合の状況 防火無ア以戸の開放方向 常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況 常閉防火設備等の開鎖又は作動の快況 常閉防火設備等の開鎖又は作動の快況 常閉防火設備等の開鎖又は作動の快況 常閉防火設備等の開鎖又は作動の快況 常閉防火設備等の開鎖又は作動の停害となる物品の放置の状況 常閉防火設備等の開鎖又は作動の状況				144 144 144 144 145 150 151 152 153 154 156 151 151 151 151 151 151 151 151 151	3 4 5 5 7 3 9 9 9 2 3 4 5 5 7 3	ガス機器 便所 避雷設備 煙突 材料品質		機器が 便所の 避雷記 令138
	防火設備		耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を形成する床)(法21条、法27条、法61条) 準耐火性能等の部材の劣化及び損傷の状況(令107条、令107条の2、108条の3) 総水管、配電管その他の管又は風道の区面貫通部の充填等の処理の状況(令112条20項、21項) 防火床(防火壁)の劣化及び損傷の状況(法26条、法65条、令113条、令115条の2) 居室の床の高さ及び防湿方法(法22条、令22条) 内装制限のかかる部分の仕上の劣化及び損傷の状況(法35条の2、令128条の3の2、令128条の4、令128条の5) 特定天井の天井村の劣化及び損傷の状況(今39条3項、平成25告示771号) 居室の天井の高さ2、1m以上確保(法20条、令21条) 本造の強化天井(小屋裏隔壁)の劣化及び損傷の状況(令114条3項) 区画に対応した防火設備又は戸の設置状況(法21条、法25条、法27条、 令109条、令109条の2、令110条の2、令110条の3) 居室から地上へ通じる主たる廊下、開段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置 昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準への適合の状況 防火原又は戸の開放方向 常門防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況 常門防火設備等の開鎖又は作動の検索 常門防火設備等の開鎖又は作動の検索 常門防火設備等の開鎖又は作動の検索 常門防火設備等の開鎖又は作動の検索				144 144 144 144 144 150 151 152 152 154 154 154 154 154 154 154 154 154 154	3 4 5 5 7 3 9 9 9 2 3 4 5 5 7 3	ガス機器 便所 避雷設備 煙突 材料品質		機器が便所の避雷割令138

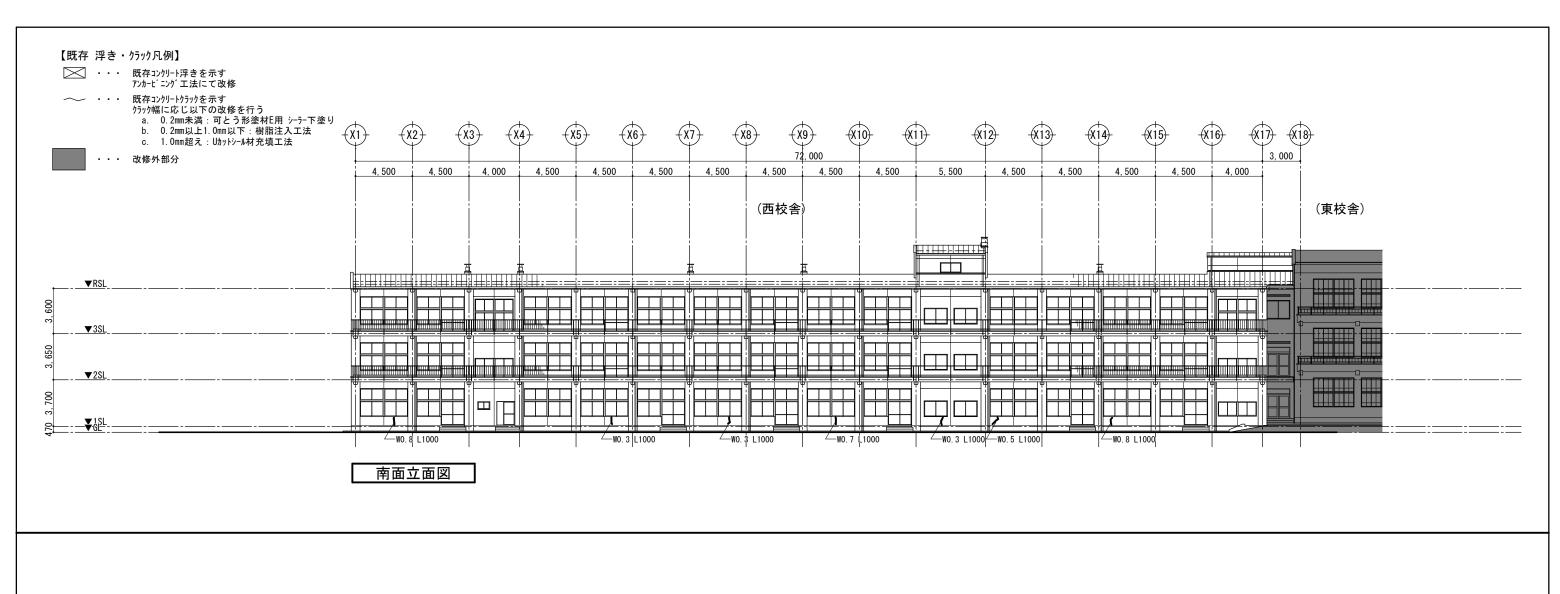
## ◆建築基準法 法8条の観点から検討する。無関係な条項は省略する。

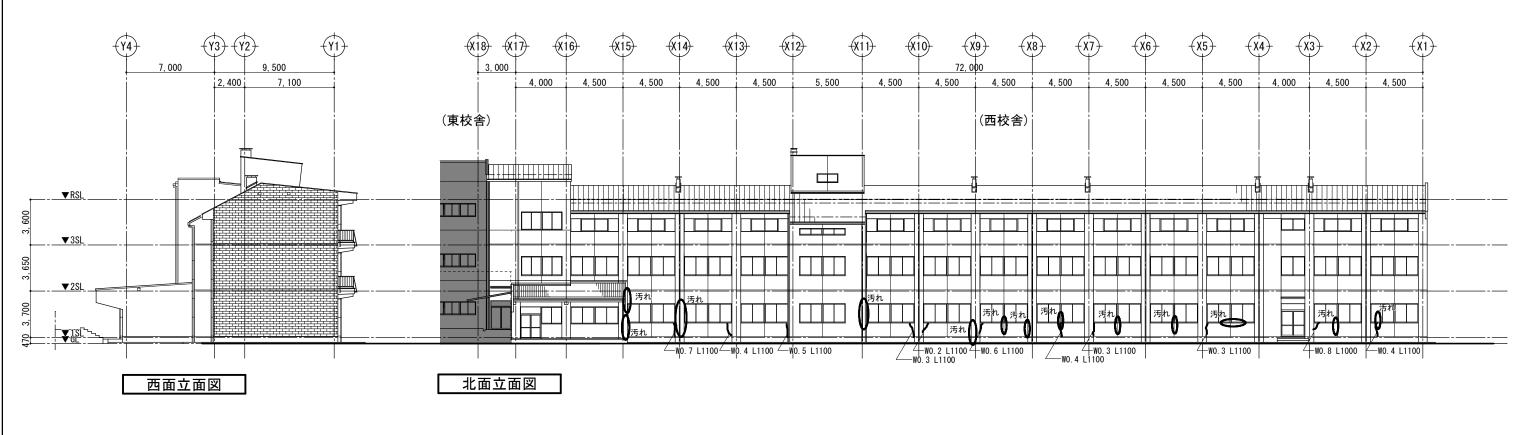
適用	<b>月</b>			
		_	是正	不道
	居室の採光 (法28条1項、令19条、令20条、令116条の2)	•	$\vdash$	_
		•	Н	_
_		•	Н	$\vdash$
_		•	Ш	_
	主要構造部制限無窓居室(法35条の3、令111条)	•	Ш	
•	出入口の確保の状況 (令125条、令125条の2)	•		
			П	
	非常用進入口等の設置の状況(令126条の6、令126条の7)	•	П	
	I Washington and the American Change (Adams and	i	Н	
	換気設備の劣化及び損傷の状況 (法28条2項但し書き、法28条3項、令20条の2、令20条の3)	•	$\vdash$	
_		i	$\vdash$	
	24時間換気設備の設置状況(法28条の2第3号、今20条の7、今20条の8) 吹付け石綿及び吹付ロックウールで、その含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるもの	•	$\vdash$	_
			•	
₽材料 	(以下「吹付け石綿等」という。)の使用の状況(法28条の2、令20条の4)		$\dashv$	_
	吹付け石綿等の劣化の状況		Ш	
	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況		•	
の換気 🗆	防湿措置の劣化及び損傷の状況(法29条、令22条の2)		Ш	
施設等 ■	避難施設等(法7条の6第1項、法35条令13条、令13条の2、令117条)	•	Ш	
<b>通路</b> ■	令120条2項に規定する通路の確保の状況	•	LΤ	L
	幅員の確保の状況 (令119条)	•	$\sqcap$	П
	物品の放置の状況		$\sqcap$	
	遊覧と有効ながんによるの確保の状況(今121条1項3号、6号及び3項、防火避難規定の解説2016P47)	•	$\vdash$	
	■     世紀	•	$\vdash$	
		-	$\vdash$	
_	物品の放置の状況	•	$\vdash$	
	避難器具の操作性の確保の状況	•	Ш	_
	階段(令23条、令27条)	•	Ш	
■	直通階段の設置の状況(令120条、令23条)	•	Ш	L
	2以上の直通階段の設置の状況 (令121条)	•		Ĺ
		•	П	
	IF B a right a librar (A 100 th A 00 th )	•	$\sqcap$	
		•	$\sqcap$	
-		•	$\vdash$	
		•	$\vdash$	
		•	$\vdash$	
_		•	$\dashv$	_
		•	Ш	
	階段室の構造の確保の状況(令123条1項)	•	Ш	
•	屋外に設けられた避難階段の設置の状況、劣化及び損傷の状況(令122条)	•	╚	L
	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況 (令123条2項)	•	П	Ī
	TOTAL CONTRACTOR AND ADDRESS OF THE PARTY OF	•	$\sqcap$	Т
_	特別避難階段の設置の状況、劣化及び損傷の状況(令122条)	Ĺ	$\sqcap$	
	パルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況(令123条3項)	Н	$\vdash$	
	イングコーースは7月至の構造及び画機の雑味の状況(〒123米3項)   付室等の排煙設備の設置の状況(令123条3項)	$\vdash$	$\vdash$	
	刊 至寺の徐建政順の政庫の状況(〒123条3項) 付室等の接煙設備の作動の状況(令123条3項)	$\vdash$	$\vdash$	
I			Н	
	付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況 (令123条3項第6号)	Ļ	Ш	
	階段に代わる傾斜路の設置の状況(令26条)	•	Ш	
	屋上広場の確保の状況(令126条)		Ш	
降機  □	エレベーターの劣化及び損傷の状況(法12条3項、法34条、令16条3項第1号、令129条の3第1項1号、令129条の4~11	L	Ш	
	エスカレーターの劣化及び損傷の状況(法34条、令129条の3第1項2号、令129条の12	L	ו∟	L
	小荷物専用昇降機の劣化及び損傷の状況(法34条、令129条の3第1項3号、令129条の13)		П	
	防煙区画の設置の状況(令126条の2第1項)	•	$\sqcap$	Т
_	防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況	•	$\vdash$	
	可動式防煙垂れ壁の作動の状況	Ť	$\vdash$	
		$\vdash$	$\vdash$	
	排煙設備の設置の状況 (令126条の2、令126条の3)	-	$\vdash$	-
	排煙設備の作動の状況(令126条の3)	$\vdash$	$\dashv$	_
	自然排煙口の維持保全の状況	$\vdash$	Ш	_
	非常用エレベーターの劣化及び損傷の状況 (法34条2項、令129条の13の2~13の3	L	Ш	
	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況(平成28年4月22日告示697号)	L	Ш	
	非常用の照明装置の設置の状況(令126条の4、令126条の5)	•	Ш	
	非常用の照明装置の作動の状況(令126条の5)	•	∟⊺	L
	電気設備の劣化及び損傷の状況 (法32条) →電気関係法令	•	П	Π
	配管設備の設置及び構造(令129条の2の4)→水道・下水道関係法令	•	$\sqcap$	
	換気設備の構造(令129条の2の5)	•	$\sqcap$	
	機器が経済産業省令で定める技術基準に適合している→ガス事業法162条、規則202条	•	$\sqcap$	
	「仮始かせ.月圧末音 P C 足のる)以内坐手に過日している アカヘデネム 102末、成別202末 便所の構造 (令28条、令29条、令30条、令31条、令33条、令34条) →浄化槽法	i	$\vdash$	
		•	$\vdash$	
	選雷設備の劣化及び損傷の状況(法33条、令129条の14)	$\vdash$	$\vdash$	
<b>至</b> 关	〒138余1頃1号上作初の理笑の劣化及ひ損傷の状況(令115条)		H	
		_	Щ	_
料品質 ■	新設する建材は指定建築材料を使用(法37条)	•	ιI	
金変更 🗆	建築主事に届け出る必要のある用途変更 (法87条、法87条の2)	L		L
至字 □	令138条1項1号工作物の煙突の劣化及び損傷の状況(令115条) 新設する建材は指定建築材料を使用(法37条)	•		

## ◆建築基準関係規(法6条1項、令9条)

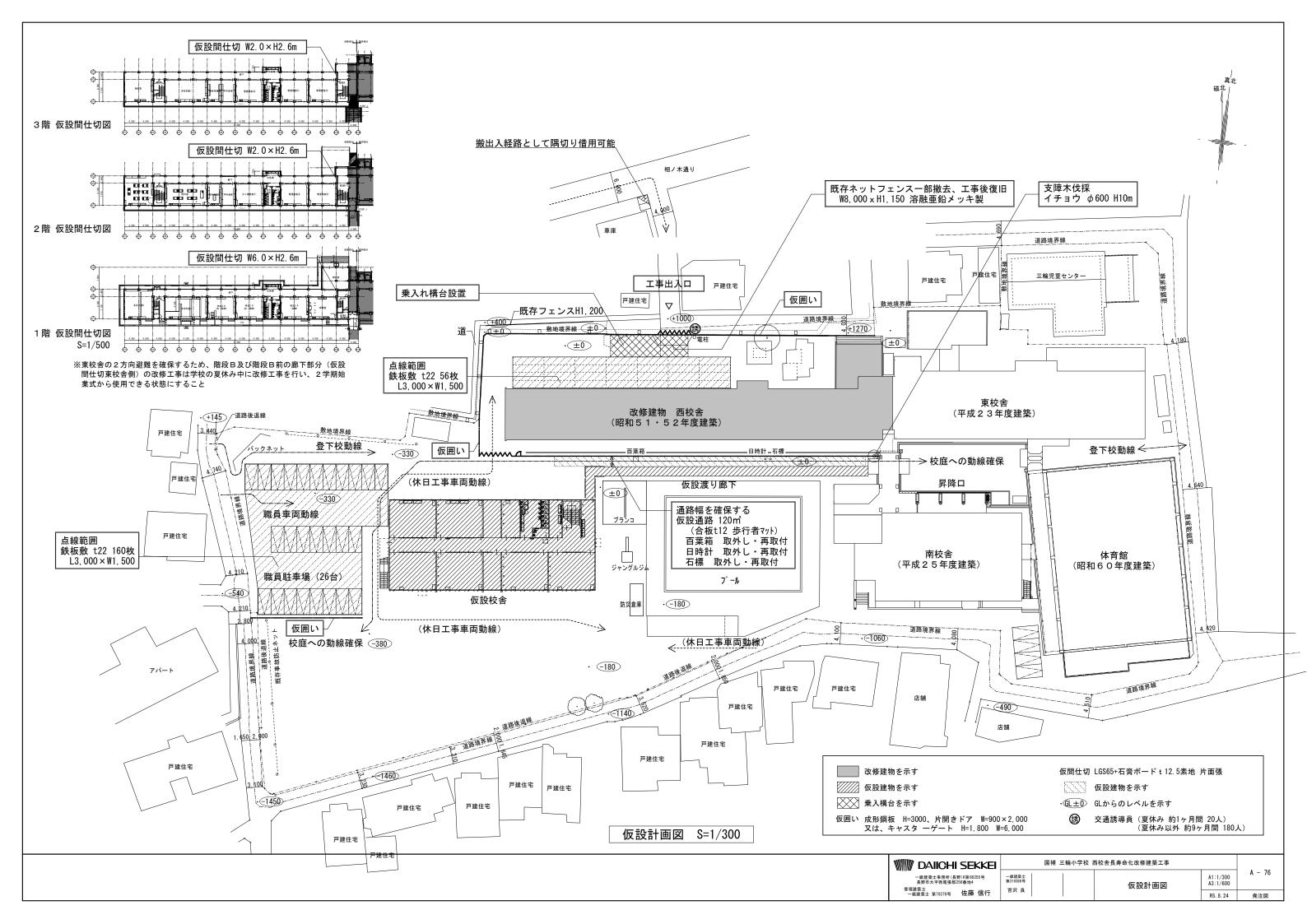
No.		項目	適用	条項	結婚	果 是正
161	消防	防火対象物		消防法施行令 別表第1 【防火対象物 第7項:小学校に該当】	•	
162	防	防火管理者		収容人員 50人以上 選定(小学校) 該当	•	
163	法	消火器		延べ床面積 300m2以上 対象 (小学校) 該当	•	
164		屋内消火栓		準耐火構造 1400m2以上 対象 (小学校) 該当	•	
165		スプリンクラー設備		小学校は11階以上の建物が対象以上 対象外		
166		屋外消火栓		敷地内の1~2階の床面積が準耐火構造 6000m2以上が対象 対象外		
167		自動火災報知設備		延べ床面積 500m2以上 対象 (小学校) 該当	•	
168		消防機関へ通報 する火災報知設備		延べ床面積 1000m2以上 対象 (小学校) 該当	•	
169		非常警報器具 : 設備		収容人員 50人以上 対象(小学校) 該当	•	
170		避難器具	ı	耐火構造 3階以上の収容人員 50人 対象(小学校) 該当	•	
171		誘導灯		11階以上 対象(小学校) 対象外		
172		誘導標識	•	すべての施設が対象	•	
173		防火用水		敷地面積 20,000m2、1~2階の面積の合計が15,000m2以上が対象 対象外		
174		排煙設備		対象外 (小学校)		
175		連結散水設備		地階の床面積 700m2以上 対象 対象外		
176		連結送水管		7階以上、5階以上で6,000m2以上 対象 対象外		
177		非常コンセント設備		11階以上 対象 対象外		

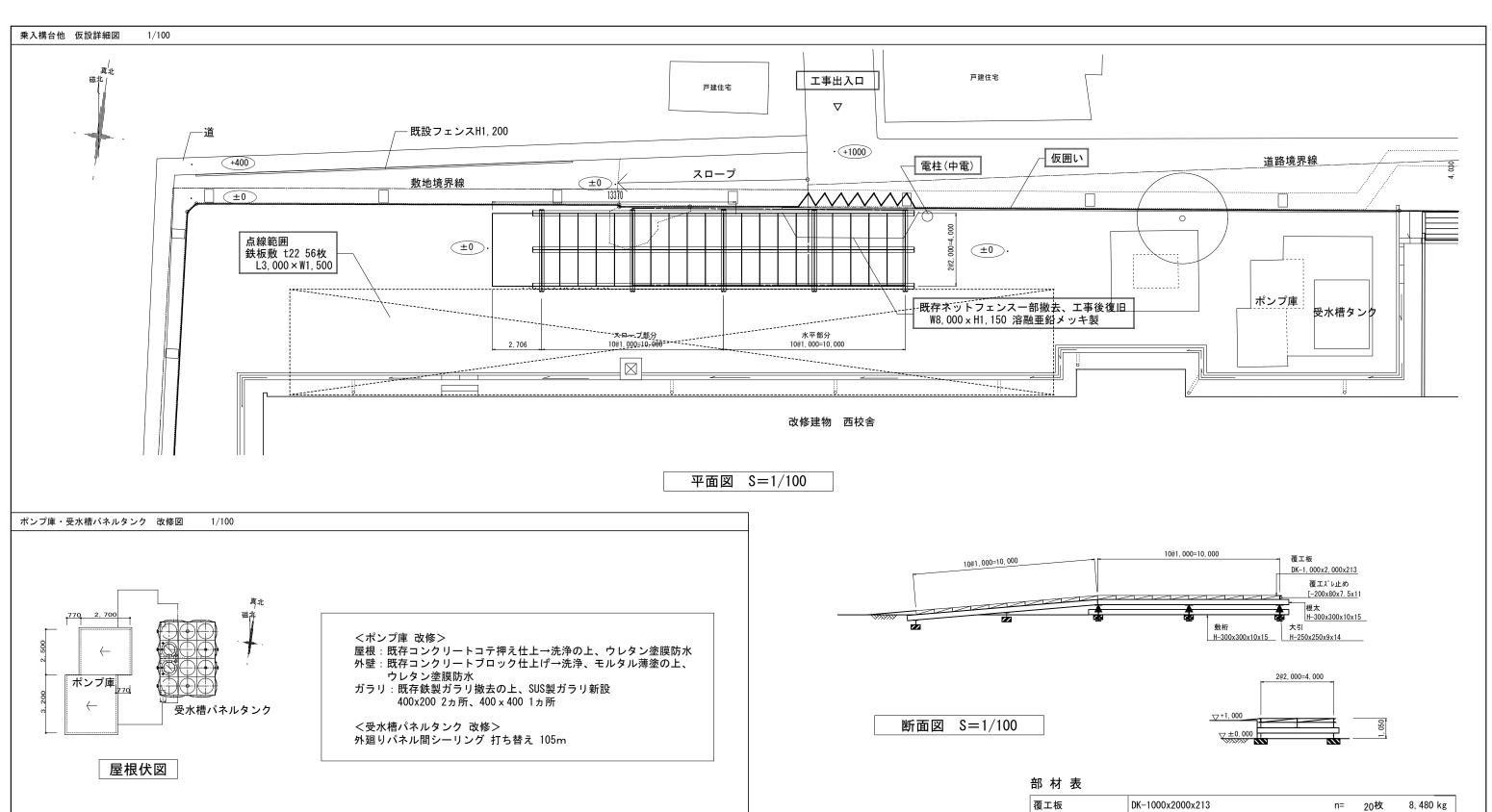
MM DAIICHI SEKKEI	国神	国補 三輪小学校 西校舎長寿命化改修建築工事				
一級建築士事務所(長野)K第68255号 長野市大字西尾張部256番地4	一級建築士 第319388号		法規チェック図	A1: A3:	A - /4	
- <del>*                                     </del>	宮沢 良			R5. 8. 24	発注図	





MIII DAIICHI SEKKEI	国補 三輪	小学校 西村	校舎長寿命化改修建築工事		
一級建築士事務所(長野)K第68255号 長野市大字西尾張部256番地4	一級建築士 第319388号		外壁現状調査図	A1:1/150 A3:1/300	A - 75
- 級建築士 第78378号 佐藤 信行	宮沢 良			R5. 8. 24	発注図





南立面図

西立面図

東立面図

北立面図

ע נוי יום						
覆工板	DK-1000x2000x213			n=	20枚	8, 480 kg
根太	H-300x300x10x15	L=	10.50m	n=	6本	5,859 kg
大引	H-250x250x9x14	L=	4. 50m	n=	5本	1,616 kg
敷桁	H-300x300x10x15	L=	11.00m	n=	2本	2, 046 kg
覆エズレ止め	[-200x90x8x13.5	L=	45. 00m	n=	1本	1, 364 kg
ボルト(HTB)	M22x65 (F10T)			n=	42本	23 kg
	M22x90 (F10T)			n=	60本	37 kg
	M22x70 (F10T)			n=	24本	13 kg
					合計	13,579 kg

MM DAIICHI SEKKEI	国補 三輪小	、学校 西校舎長寿命化改修建築工事 ・		
一級建築士事務所(長野)K第68255号 長野市大字西尾張部256番地4	一級建築士 第319388号 宮沢 良	仮設詳細図 ポンプ庫・受水槽改修図	A1:1/100 A3:1/200	A - //
- <del>******                                </del>	宮沢良	<b>ルノノ庫・文小僧以修凶</b>	R5. 8. 24	発注図

MAIICHI SEKKEI	国補 三輪小学校	国補 三輪小学校 西校舎長寿命化改修建築工事				
一級建築士事務所(長野)K第68255号 長野市大字西尾張部256番地4 無理確练土	一級建築士 第319388号	コンクリート造受水槽改修図	A1:1/30 A3:1/60	A - 78		
- <del>************************************</del>	宮沢良		R5. 8. 24	発注図		